

○航空機による放射性物質等の輸送 基準を定める告示

平成十三年六月二十六日
国土交通省告示第千九十四号

改正	平成一六年一二月二一日	国土交通省告示第一六〇二号
同	一七年一二月 一日	同 第一三九一号
同	一八年一二月 二八日	同 第一五三七号
同	二〇年 六月 九日	同 第七〇九号
同	二〇年 六月 一八日	同 第七五六号
同	二〇年一二月 五日	同 第一四三六号
同	二二年一二月 二八日	同 第一五四一号
同	二四年 九月 一四日	同 第一〇二三号
同	二五年 八月 二一日	同 第八〇五号
同	二六年一二月 二四日	同 第一一八七号
同	二八年一二月 二八日	同 第一四五一号
同	二九年 一月 二四日	同 第四七号
同	三十年一二月 二八日	同 第一四〇〇号
令和	元年 八月 二八日	同 第四八四号
令和	二年一二月 二八日	同 第一五九八号
令和	五年一二月 二七日	同 第一二〇八号
令和	六年十二月二十日	同 第一三六九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一百九十四条第二項第二号の規定に基づき、及び同令を実施するため、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成二年運輸省告示第六百十号）の全部を改正する告示を次のように定める。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この告示において「専用積載」とは、航空機又は大型コンテナが一の荷送人によって専用され、かつ、輸送する物件の積込み及び取卸し等の取扱いが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。

- 3 この告示において「コンテナ」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造を有するもの（第九項に規定する航空機用ULDを除く。）をいう。
- 4 この告示において「大型コンテナ」とは、前項に規定するコンテナのうち、容積が三立方メートルを超えるものをいう。
- 5 この告示において「オーバーパック」とは、一の荷送人によって一以上の放射性輸送物が箱又は袋等（第三項に規定するコンテナを除く。）に収納され、又は包装されているものをいう。
- 6 この告示において「非固定性汚染」とは、輸送する物件の通常の取扱い中に表面から取り除かれ得る汚染をいう。
- 7 この告示において「表面密度限度」とは、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる非固定性汚染の放射能面密度をいう。

アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの (天然ウラン、劣化ウラン、ウラン二三五、ウラン二三八、天然トリウム、トリウム二三二、物理的若しくは化学的精鉱中に含まれるトリウム二二八及びトリウム二三〇又は十日未満の半減期をもつ放射性物質をいう。以下同じ。)以外のもの	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	四ベクレル毎平方センチメートル

- 8 この告示において「最高使用圧力」とは、輸送中に予想される温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措

置をとらない場合に、一年間に放射性輸送物の密封装置内に生ずる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。

9 この告示において「航空機用ULD」とは、航空機用コンテナ又はネット付き航空機用パレットをいう。

（放射性物質等の適用除外）

第一条の二 規則第百九十四条第一項第七号の告示で定める物質及び物件は、次に掲げるものとする。

一 次のいずれかに該当するもの

イ 放射能濃度が別表第二、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第四欄（別表第五及び別表第六にあっては、第三欄）

に掲げる数量（以下「免除濃度」という。）を超えないもの

ロ 一の荷送人により輸送物を運搬するにあたり、当該輸送物全てに含まれる放射能の総量が別表第二、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄（別表第五及び別表第六にあっては、第四欄）に掲げる数量を超えない

二 天然に存在する放射性物質を含む鉱石等（加工されたものを含む。）であって、かつ、当該鉱石中に含まれる放射性物質の放射能濃度が当該放射性物質の免除濃度の十倍を超えないもの

三 放射性物質が含まれる製品であって、国土交通大臣が適当と認めるもの

四 放射性物質以外の固体であって、表面が放射性物質によって汚染されたもののうち、その汚染の度合が、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面密度を超えないもの

アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	〇・〇四ベクレル每平方センチメートル
--------------------------------	--------------------

アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
---	-------------------

(輸送許容放射性物質等)

第二条 規則第百九十四条第二項第二号中イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ以外の部分の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

- 一 自然発火性の放射性物質等のうち、液体状のもの及びBM型輸送物又はBU型輸送物に収納されていない固体状のもの（航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）第一条第四項に定める別表第一に規定する等級が1のものに限る。（L型輸送物を除く。））
- 二 フィルタを用いて内部の気体のろ過を行う構造の容器、機械的冷却装置を用いて放射性物質等の冷却を行う構造の容器その他輸送中特別な操作を行う必要のある構造の容器に収納することが必要な放射性物質等
- 三 規則第百九十四条第二項第二号イ(3)のBM型輸送物とした場合に、換気を行う必要のある放射性物質等
- 四 爆発性の放射性物質等
- 五 タンク（機体の一部を構成しないものをいう。）又は金属製中型容器（金属製の容器であって、容積が三立方メートル以下のものをいう。）に収納された放射性物質等
- 六 ウランニ三三、ウランニ三五、プルトニウムニ三九及びプルトニウムニ四一（以下「核分裂性核種」という。）の含有量が合計〇・二五グラム未満の物質並びに天然ウラン及び劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）以外の放射性物質等であって、核分裂性核種及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「核分裂性物質」という。）のうち、次のいずれかに該当するもの以外のもの

イ ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であって、かつ、プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の一パーセント以下であって、全体に均一に分布しているもの

ロ 硝酸ウラニル溶液のうち、次に掲げる基準に適合するもの

- (1) ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。
- (2) プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の〇・〇〇二パーセント以下であること。
- (3) ウランの原子数に対する窒素の原子数の比率が二以上であること。

ハ ウラン二三五の濃縮度が五パーセント以下であって、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

- (1) 一の放射性輸送物当たりのウラン二三五の質量が三・五グラム以下であること。
- (2) 一の放射性輸送物当たりのプルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の一パーセント以下であること。
- (3) 一の航空機に積載する核分裂性核種の質量が四十五グラム以下であること。

ニ 一の放射性輸送物当たりの核分裂性核種の質量が二グラム以下であって、かつ、一の航空機に積載する核分裂性核種の質量が十五グラム以下のもの

ホ 一の放射性輸送物当たりの核分裂性核種の質量が四十五グラム以下であって、かつ、一の航空機に積載する核分裂性核種の質量が四十五グラム以下のもの（専用積載で輸送する場合に限る。）

ヘ 輸送物に収納されているベリリウム、重水素（天然に存在するものを除く。）を含む水素含有物質又は黒鉛その他の炭素原子のみが結合した物質の質量の合計が、当該輸送物に収納される核分裂性核種の質量の合計を超えない場合（当該輸

送物全てに対する核分裂性核種の全ての濃度が任意の一キログラムにつき一グラムを超えない場合を除く。) であって、次に掲げるいずれかの基準に適合するもの

(1) 次式において得られる臨界安全指数が十以下であること

。

二百五十× (ウラン二三五の質量 (グラム) / Z + 他の核分裂性核種の質量 (グラム) / 二百八十)

この場合において、Zは別表第一による。

(2) 外接する直方体の各辺が三十センチメートル以上であって、次式において得られる臨界安全指数が十以下であり、かつ、別記第三第一号に規定する条件の下に置いた場合に、核分裂性物質の漏えいがなく、容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するくぼみが生じず、かつ、外接する直方体の各辺が三十センチメートル以上であること。

百× (ウラン二三五の質量 (グラム) / Z + 他の核分裂性核種の質量 (グラム) / 二百八十)

この場合において、Zは別表第一による。

(3) 当該輸送物に収納されている核分裂性核種の質量が十五グラム以下であって、別記第三第一号に規定する条件の下に置いた場合に、核分裂性物質の漏えいがなく、容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するくぼみが生じず、かつ、外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。この場合において、臨界安全指数は次式により得られる値を用いること。

百× (ウラン二三五の質量 (グラム) / 四百五十 + 他の核分裂性核種の質量 (グラム) / 二百八十)

ト 輸送物に収納されているプルトニウムの質量が一キログラム以下であって、次に掲げる基準に適合するもの

(1) 当該輸送物に収納されている核分裂性核種の質量の合計

が当該輸送物に収納されているプルトニウムの質量の二十パーセント以下であること。

- (2) 当該輸送物に収納されているウランの質量が、当該輸送物に収納されているプルトニウムの質量の一パーセント以下であること。
- (3) 臨界安全指数は収納されているプルトニウムの質量（グラム）を十で除して得られる値を用いること。

七 毒性ガスの危険性を有する放射性物質等（L型輸送物を除く。）

（放射性輸送物として輸送しなければならない放射性物質等）

第三条 規則第百九十四条第二項第二号イ中(1)、(2)、(3)及び(4)以外の部分の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

一 第七条第一項第一号に掲げる低比放射性物質であって、次に掲げる基準に適合するもの
イ 通常の輸送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないように措置されていること。
ロ 専用積載で輸送すること。

二 第七条第二項第一号の表面汚染物であって、次に掲げる基準に適合するもの

イ 前号イに規定する基準に適合すること。
ロ 専用積載で輸送すること。ただし、表面の汚染が第一条第七項の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面密度を超えない場合は、この限りでない。

（L型輸送物として輸送できる放射性物質等）

第四条 規則第百九十四条第二項第二号イ(1)の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等とする。

一 放射性物質等（核分裂性物質にあっては第二条第六号イから

亦までに掲げるものに限る。以下この号、次号及び第四号において同じ。) であって、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの（六フッ化ウランにあっては、○・一キログラム未満のものに限る。）

放射性物質等の区分	放射能の量
固体	<p>容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であって、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性物質等」という。）</p> <p>イ 外接する直方体の少なくとも一辺が○・五センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性物質等にあっては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行った場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に溶解又は分解せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性物質の漏えい量が二キロベクレルを超えないものであること。ただし、質量が五百グラム未満であって、国土交通大臣が適当と認める試験に合格した場合は、この限りでない。</p> <p>別表第二から別表第五まで及び別表第七の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A₁値」という。）の千分の一</p>

	特別形放射性物質等以外のもの	別表第二から別表第七までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五及び別表第六にあっては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」という。）の千分の一
液体		A ₂ 値の一万分の一
気体	トリチウム	○・ハテラベクレル
	その他のもの	A ₁ 値の千分の一
	特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の千分の一

二 時計等の機器又は装置（放射性物質等を封入する機能のみを有するものを除く。以下「機器等」という。）に含まれる放射性物質等であって、次に掲げる基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ 機器等一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄

に掲げる量を超えないこと。

放射性物質等の区分		機器一個当たりの放射能の量	輸送一個当たりの放射能の量
固 体	特別形放射性物質等	A_1 値の百分の一	A_1 値
	特別形放射性物質等以外のもの	A_2 値の百分の一	A_2 値
液 体		A_2 値の千分の一	A_2 値の十分の一
気 体	トリチウム	○・ハテラベクレル	ハテラベクレル
	その他の物質等	A_1 値の千分の一	A_1 値の百分の一
その他のもの	特別形放射性物質等以外のもの	A_2 値の千分の一	A_2 値の百分の一

ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における線量当量率（線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、国土交通大臣が適當と認めた場合は、この限りでない。以下同じ。）の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が○・一ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ハ 放射性物質等を含む機器等（放射性発光文字盤を用いた時計及び装備を除く。）の外表面に「放射性」又は「Radioactive」の表示を有すること。ただし、次に掲げるいずれかの場合であって、かつ、開封した際に「放射性」又は「Radioactive」の表示が内面において確認できる状態で収納され、又は包装されている場合にあっては、この限りではない。

(1) 個別に当該機器等に含まれる放射性物質等の放射能量が

別表第二第五欄に掲げる数量を超えない場合

(2) 当該機器等の大きさにより、表示することが困難である場合

ニ 機器等に完全に覆われていること。

三 機器等を構成する天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウム又はこれらの化合物であって、次に掲げる基準に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。

四 放射性物質等が収納されたことのある空の容器であって、次に掲げる基準に適合するもの（前三号に掲げるものを除く。）

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ロ 容器の構造物中のウラン及びトリウムの外表面が金属その他の堅固な不活性材料で完全に覆われていること。

ハ 内部の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度の百倍を超えないこと。

ニ 放射性物質等を輸送した際に付された標識又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

（A型輸送物として輸送できる放射性物質等の量の限度）

第五条 規則第百九十四条第二項第二号イ(2)の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等	A ₁ 値
特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値

（B M型輸送物又はB U型輸送物として輸送できる放射性物質等の量の限度）

第六条 規則第百九十四条第二項第二号イ(3)の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等	A ₁ 値の三千倍又はA ₂ 値の十
-----------	--

	万倍のいずれか小さい値
特別形放射性物質等以外のもの	A_2 値の三千倍

(IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として輸送できる放射性物質等)

第七条 規則第百九十四条第二項第二号イ(4)の放射能濃度が低い放射性物質等であって危険性が少ないものとして告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であって、当該放射性物質等を一箇所に集積した場合に、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。

一 次に掲げる放射性物質等のいずれかに該当するもの（以下「LSA-I」という。）

イ ウラン又はトリウムの精鉱

ロ 天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウム又はこれらの物質の化合物若しくは混合物であって未照射かつ固体状又は液体状のもの

ハ 第二条第六号に規定する核分裂性物質以外の放射性物質等であって別表第二の第一欄に掲げるもののうち、同表の第三欄に数量の規定がないもの

ニ 第二条第六号に規定する核分裂性物質以外の放射性物質等であって放射能が全体にわたって分布しているもののうち、放射能濃度の平均値が免除濃度の三十倍を超えないもの

二 前号に掲げる放射性物質等以外のものであって、次に掲げるもの（以下「LSA-II」という。）

イ 次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量を超えないもの

トリチウム水	○・ハテラベクレル毎リットル
その他のもの	固体状又は气体状の放射性物質等であって、放射能濃度の平均値が、 A_2 値の一万分の一毎

能が全体にわたって分布しているもの	グラム
液体状の放射性物質等であって、放射能が全体にわたって分布しているもの	放射能濃度の平均値が、 A_2 値の十万分の一毎グラム

ロ 放射能の量が、 A_2 値の三千倍を超えない不燃性固体のもの

三 前二号に掲げる放射性物質等以外のもののうち、粉末を除く固体状の放射性物質等であって、次に掲げる基準に適合するもの（以下「L S A - III」という。）

イ 放射性物質が全体にわたって分布していること。

ロ 放射能濃度の平均値が、 A_2 値の五百分の一毎グラムを超えないこと。

ハ 前号ロに規定する基準に適合すること。

2 規則第百九十四条第二項第二号イ(4)の放射性物質以外の固体であって、表面が放射性物質によって汚染されたものとして告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であって、当該放射性物質等を一箇所に集積した場合に、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。

一 次の表の上欄に掲げる汚染について、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面密度を超えないもの（以下「S C O - I」という。）

接近できる表面の非固定性汚染	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	〇・四ベクレル毎平方センチメートル

その他の汚染	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	四十キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	四キロベクレル毎平方センチメートル

二 次の表の上欄に掲げる汚染について、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面密度を超えないもの（以下「SCO-II」という。）

接近できる表面の非固定性汚染	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	四百ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	四十ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	八百キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	八十キロベクレル毎平方センチメートル

3 低比放射性物質及び表面汚染物をIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物とする場合においては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として区分するものとする。

低比放射性物質又は表	専用積載とする場	専用積載としない
------------	----------	----------

面汚染物の区分		合	場合
L S A - I	固体	I P - 1 型輸送物	I P - 1 型輸送物
	液体	I P - 1 型輸送物	I P - 2 型輸送物
L S A - II	固体	I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物
	液体又は気体	I P - 2 型輸送物	I P - 3 型輸送物
L S A - III		I P - 2 型輸送物	I P - 3 型輸送物
S C O - I		I P - 1 型輸送物	I P - 1 型輸送物
S C O - II		I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物

(防護措置が特に必要な放射性物質等)

第八条 規則第百九十四条第二項第二号への放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等とする。

一 次に掲げる放射性物質等であって、一の航空機で輸送する場合のプルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この条において同じ。）の合計量が二キログラム以上のもの

イ 照射されていないプルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）

ロ 照射されたプルトニウム等であって、その表面から一メートルの距離において当該物質から放出された放射線が空気に吸收された場合の吸收線量率（以下この条において単に「吸收線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの（第六号に掲げるものを除く。）

ハ 照射されたプルトニウム等であって、その表面から一メートルの距離において吸收線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第五号及び第六号に掲げるものを除く。）

二 次に掲げる放射性物質等であって、一の航空機で輸送する場合のプルトニウムの合計量が五百グラムを超える二キログラムに達しないもの

- イ 照射されていないプルトニウム等
 - ロ 照射されたプルトニウム等であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの（第六号に掲げるものを除く。）
 - ハ 照射されたプルトニウム等であって、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第五号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 三 プルトニウム等であって、一の航空機で輸送する場合のプルトニウムの合計量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの（第五号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 四 次に掲げる放射性物質等（照射されたものに限る。）であつて、照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの（第五号及び第六号に掲げるものを除く。）
- イ ウラン二三五のウランニ三五及びウランニ三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
 - ロ ウランニ三五のウランニ三五及びウランニ三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
 - ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- ニ ウランニ三五のウランニ三五及びウランニ三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質
- 五 使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固形化した物に含まれる放射性物質等であって、その表面から一メートルの距離

において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの

六 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固形化した容器に内包される放射性物質等（前号に掲げるものを除く。）

七 次に掲げる放射性物質等であつて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 放射性物質等の種類が一種類の場合 別表第八の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量以上のもの

ロ 放射性物質等の種類が二種類以上の場合 別表第八の第一欄に掲げる種類ごとの放射性物質等の数量のそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一以上となるもの

（放射性輸送物の基準）

第九条 規則第百九十四条第二項第二号ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 L型輸送物

イ 外表面に不要な突起物がなく、かつ、容易に汚染が除去できること。

ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ハ 輸送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

ニ 容器の材料相互間又は容器の材料と放射性物質等の間で、相互の作用により、危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがないこと。

ホ 容器の弁がみだりに操作されない措置が講じられていること。

ヘ 表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

ト 表面の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度を超えないこと。

チ 内表面に「放射性」又は「Radioactive」の文字が、開封の際に見やすいように表示してあること。ただし、次に掲げるいずれかの場合は、この限りでない。

(1) 内表面に当該文字を表示することが困難である場合であって、外表面に当該文字が表示されている場合

(2) 第四条第二号、第三号及び第四号に掲げる放射性物質等が収納され、又は包装されている場合

リ 最高使用圧力に九十五キロパスカルを加えた圧力差（外圧と内圧の差をいう。）の下で放射性物質の漏えいがないこと。

ヌ 摂氏三十八度の温度で、輸送中に人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあっては、当該近接防止枠の表面）の温度が日陰において摂氏五十度を超えないこと。

ル 摂氏零下四十度から摂氏五十五度までの温度において容器の密封性が損なわれないこと。

ヲ 放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

ワ 第二条第六号イからホまでのいずれかに該当するものが収納され、又は包装されている場合にあっては、第二号ロに規定する基準に適合すること。

カ 第二条第六号ヘ又はトのいずれかに該当するものが収納され、又は包装されている場合にあっては、第二号ロ及びハに規定する基準に適合すること。

二 A型輸送物

イ 前号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、リ、ヌ及びルに規定する基準に適合すること。

ロ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

- ハ みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。
- ニ 容器を構成する部品については、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度（輸送中に予想される温度が特定できる場合においては、その温度）において、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。
- ホ 絶対圧力六十キロパスカルの外圧の下で放射性物質の漏えいがないこと。
- ヘ 液体状の放射性物質等が収納されている場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 当該放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収する吸収材又は二重の密封部分からなる密封装置を備えていること。ただし、国土交通大臣が適當と認める場合は、この限りでない。
- (2) 当該放射性物質等の温度変化、動搖及び注入時の内圧の変化に耐え得るように、容器内に適當な空間があること。
- ト 表面における最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、コンテナを容器として使用する場合にあっては、専用積載の場合を除き、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超える、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超える、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

チ 放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

リ 別記第三に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。（別記第三第二号については、(1)に限る。）

(1) 放射性物質の漏えいがないこと。

(2) 表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。

三 BM型輸送物

イ 前号イからチまで（～(1)を除く。）に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第四に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 前号リ(2)の基準

(2) 放射性物質の一時間当たりの漏えい量がA₂値の百万分の一を超えないこと。

(3) 表面の温度が日陰において摂氏五十度（専用積載として輸送する放射性輸送物にあっては、輸送中に人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあっては、当該近接防止枠の表面）において摂氏八十五度）を超えないこと。

(4) 表面の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度を超えないこと。

ハ 別記第五に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

(2) 放射性物質の一週間当たりの漏えい量がA₂値（クリプト

ン八五については、A₂値の十倍とする。) を超えないこと

。

二 輸送中予想される最低温度から摂氏三十八度までの温度において性能が維持できるように設計されていること。

四 B U型輸送物

イ 第二号イからチまで (ヘ(1)を除く。) に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第六に規定する条件の下に置いた場合に、前号ロに規定する基準に適合すること。

ハ 別記第七に規定する条件の下に置いた場合に、前号ハに規定する基準に適合すること。

ニ 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの温度において性能が維持できるように設計されていること。

ホ フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくても内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

ヘ 最高使用圧力が七百キロパスカルを超えないこと。

五 IP-1型輸送物 第二号イ、ロ及びトに規定する基準に適合すること。

六 IP-2型輸送物

イ 前号に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第八に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。ただし、コンテナを固体状の放射性物質を収納する容器として使用する場合であって、国土交通大臣が適當と認める基準に適合しているときは、この限りでない。

(1) 放射性物質の漏えいがないこと。

(2) 表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。

七 IP-3型輸送物

イ 第二号（ヘ(1)及び(2)を除く。）に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第九に規定する条件の下に置いた場合に、前号ロに規定する基準に適合すること。ただし、コンテナを固体状の放射性物質を収納する容器として使用する場合であって、国土交通大臣が適當と認める基準に適合しているときは、この限りでない。

八 一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が前条第一号、第二号（ハを除く。）又は第四号の規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、第一号から前号までの基準に従うほか、施錠及び封印その他の当該放射性輸送物が容易に開封されないための措置が講じられていること。

九 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、第一号から前号までの基準に従うほか、次に掲げる基準に適合すること。

イ 放射性輸送物に収納され、又は包装されている六フッ化ウランの容積は、その取扱い上定められた輸送物の最高温度において容器の内容積の九十五パーセント以下であること。

ロ 輸送中において、六フッ化ウランは固体状であり、かつ、当該輸送物の内圧が大気圧を超えないこと。

ハ イ及びロに規定する基準に加え、量が〇・一キログラム以上の六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 別記第十に規定する条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、著しい応力の発生がないこと。

(2) 別記第十一に規定する条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏えいがなく、弁に損傷がないこと。

(3) 別記第十二に規定する条件の下に置いた場合に、密封装置に損傷がないこと。

(4) 圧力逃がし装置が備えられていないこと。

ニ 次のいずれかに掲げる場合であって、国土交通大臣が適当と認める場合には、ハの基準に代えることができる。

(1) 別記第十三に規定する条件の下に置いた場合に、放射性物質の漏えいがなく、かつ、著しい応力が発生しない場合

(2) 収納又は包装される六フッ化ウランの量が九千キログラム以上の放射性輸送物であって、ハ(3)に規定する基準に適合しない場合

ホ イ及びロに規定する基準に加え、〇・一キログラム未満の六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示で規定する基準に従うこと。

(2) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

(3) 金属製又はプラスチック製の第一次容器は、硬質の漏えいしない第二次容器に入れ、かつ、硬質な外装容器に収納すること。

(4) 第一次容器は、通常の輸送条件下で収納物が破損、破裂しないような方法で、かつ、第二次容器中に漏えいしないような方法で収納すること。

(5) 第二次容器は、適切な緩衝材と共に外装容器に確実に収納すること。

(6) 二個以上の第一次容器が一個の第二次容器に収納される場合には、第一次容器間の接触がないよう、個々に包装するか又は分離して収納すること。

(7) 外装容器は、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示に定める、等級が1の場合の要件を満たすものであること。なお、容器の種類、材質及び細分類については、同告示において1A2、1B2、1D、1G、1H2、1N2、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2の記号で

表されるものに限る。

十 放射性輸送物の設計は、経年変化について適切な考慮が払われたものでなければならない。

(六フッ化ウラン)

第十条 規則第百九十四条第二項第二号ニの告示で定める六フッ化ウランは、六フッ化ウランの量が〇・一キログラム以上のものとする。

(放射性輸送物の安全の確認)

第十一条 規則第百九十四条第二項第二号ハ又はニの規定による確認は、次の各号のいずれかに該当する場合には、関係書類を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

一 前条で定める六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物について、国土交通大臣の適當と認める者が作成した次に掲げる技術上の基準に適合する旨を証する書面の提出があった場合

イ 第九条第九号に規定する技術上の基準

ロ 当該放射性輸送物がBM型輸送物の場合には、第九条第三号に規定する技術上の基準

ハ 当該放射性輸送物がBU型輸送物の場合には、第九条第四号に規定する技術上の基準

二 前条で定める六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物以外の放射性輸送物について、国土交通大臣の指定する者により次に掲げる技術上の基準に適合する旨の確認がなされる場合

イ 当該放射性輸送物がBM型輸送物の場合には、第九条第三号に規定する技術上の基準

ロ 当該放射性輸送物がBU型輸送物の場合には、第九条第四号に規定する技術上の基準

三 放射性輸送物等が、本邦以外の地において国土交通大臣が適當と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

2 規則第百九十四条第二項第二号への規定による確認（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、関係書類を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

一 国土交通大臣の適當と認める者が作成した第九条第八号に規定する技術上の基準に適合する旨を証する書面の提出があった場合

二 放射性物質等が、本邦以外の地において国土交通大臣が適當と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

（取扱場所）

第十二条 放射性輸送物（L型輸送物にあっては、一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が第八条第一号、第二号（ハを除く。）又は第四号までの規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。以下この条において同じ。）、放射性輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナは、関係者以外の者が通常立ちに入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。

2 第二条第六号へ又はトのいずれかに該当するものが収納され、又は包装されている放射性輸送物、オーバーパック又はコンテナを、集貨として蔵置する場合におけるそれらの臨界安全指数は、各集貨ごとに五十を超えないこと。

（積載方法）

第十三条 放射性輸送物、オーバーパック又はこれらが収納されているコンテナ（以下「放射性輸送物等」という。）は、輸送中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

2 放射性輸送物等は、旅客、航空機乗組員又は客室乗組員が通常使用する区画に積載してはならない。

3 専用積載で放射性物質等を輸送する場合、放射性輸送物としないで輸送できる表面汚染物を輸送する場合及び引火性ガスの危険

性を有する放射性物質等（L型輸送物を除く。）を輸送する場合は、貨物機（現に旅客が搭乗していない航空機をいう。以下同じ。）によりしなければならない。

- 4 放射性輸送物等の輸送に頻繁に使用される航空機の積載場所は、定期的に汚染の有無を検査しなければならない。
(臨界の防止)

第十四条 核燃料物質の輸送は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように措置して行わなければならない。
(混載制限)

第十五条 表面からの平均熱放出率が十五ワット每平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別の措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

- 2 放射性輸送物等（L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されているものを除く。第十七条、第十九条並びに第二十二条第一項、第六項及び第七項において同じ。）は、火薬類（航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示第一条第五項に規定する隔離区分がSであるものを除く。）その他放射性輸送物の安全な輸送を損なうおそれのある物件と混載してはならない。

(オーバーパック、コンテナ及び航空機に係る線量当量率等)

第十六条 オーバーパック及び放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナの最大線量当量率は、表面において二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において百マイクロシーベルト毎時を超えてはならない。ただし、専用積載であって国土交通大臣が適当と認めた場合において、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率については、この限りでない。

- 2 放射性輸送物等が積載されている航空機（以下この条において単に「航空機」という。）の最大線量当量率は、表面において二ミリシーベルト毎時を超えてはならない。
3 オーバーパック、放射性輸送物又はオーバーパックが収納され

ているコンテナ及び航空機の表面の放射性物質の放射能面密度は、当該オーバーパック若しくは当該コンテナに収納され、又は当該航空機に積載されている放射性輸送物の表面密度限度を超えてはならない。ただし、第三条第一号及び第二号に規定する放射性物質等を収納したコンテナ並びに容器として一度使用された、又は現に使用されているコンテナ並びに航空機の内表面は、この限りでない。

(輸送指数)

第十七条 放射性輸送物等については、輸送指数を定めるものとする。

2 前項の輸送指数は、次の各号に規定するところにより決定される値とする。

一 放射性輸送物にあっては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値（放射性輸送物の容器としてコンテナを使用する場合にあっては、当該値に、次の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）。この場合において、当該値が〇・〇五以下の場合にあっては、当該値を〇とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超える、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超える、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 オーバーパックにあっては、当該オーバーパックに収納されている放射性輸送物毎に前号の規定により算定した値を合計して得た値。ただし、堅固なオーバーパック（外形が容易に変形するもの以外のものをいう。）にあっては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置において荷送人が測定した最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗

じて得た値に、前号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（当該値が〇・〇五以下の場合にあっては、当該値を〇とすることができる。）とすることができる。

三 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物又はオーバーパックごとに前二号の規定により算定した値を合計して得た値。ただし、一の荷送人によって放射性輸送物が収納されたコンテナにあっては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置において荷送人が測定した最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（当該値が〇・〇五以下の場合は、当該値を〇とすることができる。）をもって当該コンテナの輸送指数とすることができます。

（積載限度等）

第十八条 一の放射性輸送物及び一のオーバーパックの輸送指数は十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合は、この限りでない。

2 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されている一のコンテナの輸送指数は五十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合は、この限りでない。

3 一の航空機に積載する放射性輸送物（オーバーパック又はコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナ（以下「コンテナ等」という。）の輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、コンテナ等を貨物機で輸送する場合であって、次の各号のいずれかに該当するとき及びL S A - I の物質を輸送する場合は、この限りでない。

- 一 専用積載により輸送しない場合であって、コンテナ等の輸送指數の合計が二百を超えないとき
 - 二 専用積載により輸送する場合
- 4 一の航空機で輸送される L S A - II であって不燃性固体以外のもの及び L S A - III であって不燃性固体以外のもの並びに表面汚染物の放射能の量の合計は、それぞれの放射性物質等の A_2 値の合計の百倍を超えてはならない。
 - 5 一の航空機で輸送される放射性物質等のうち、放射性輸送物としないで輸送される表面汚染物に含まれる核分裂性核種の量の合計は、十五グラムを超えてはならない。
 - 6 第二条第六号へ又はトのいずれかに該当するものが収納され、又は包装されている一の放射性輸送物及び一のオーバーパックの臨界安全指數は五十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合は、この限りでない。
 - 7 前項の放射性輸送物又はオーバーパックが収納されている一のコンテナの臨界安全指數は五十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合であって、当該臨界安全指數が百を超えない場合は、この限りでない。
 - 8 一の航空機に積載する前二項に規定するコンテナ等の臨界安全指數の合計は、五十を超えてはならない。ただし、コンテナ等を貨物機により専用積載で輸送する場合であって、当該臨界安全指數が百を超えない場合は、この限りでない。
 - 9 第七項に規定する一のコンテナ又は前項に規定する一の航空機に積載するコンテナ等の臨界安全指數の合計が五十を超える場合は、他のコンテナ等から六メートル以上の距離をおいて積載すること。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第十九条 放射性輸送物等を輸送する場合は、取扱方法その他輸送に関して留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

2 放射性輸送物等を輸送した者は、前項の書類を、当該輸送の終了した日から起算して三月間保管しなければならない。

（B M型輸送物の輸送条件）

第二十条 B M型輸送物、B M型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナを輸送する場合は、貨物機によりしなければならない。

2 B M型輸送物、B M型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナを貨物機に積み込み、又は貨物機から取り卸す場合は、放射性物質の取扱いに關し専門的知識を有する者の立会い（これに相当する適切な措置を執るものも含む。）及び当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

3 前項の立会いは、放射線測定器及び防護具を携行して行わせなければならない。ただし、立会いに相当する適切な措置を執る場合は、この限りでない。

（B M型輸送物及びB U型輸送物の輸送条件）

第二十一条 B M型輸送物及びB U型輸送物を輸送する場合は、その表面の温度が摂氏五十度を超えないように措置しておかなければならない。

（標識又は表示）

第二十二条 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。なお、「臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等」とは、核分裂性物質のうち第二条第六号イからホまでのいずれかに該当するもの以外のものをいう。

一 放射性輸送物又はオーバーパックであって、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えず、かつ、輸送指數が○であるもの	第一類白標識（第一号様式）	放射性輸送物等の表面の二箇所
二 放射性輸送物又はオーバーパック（	第二類黄標	放射性輸

前号に掲げるものを除く。) であって、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	識 (第二号様式)	送物等の表面の二箇所
三 前二号に掲げる放射性輸送物等以外の放射性輸送物又はオーバーパック	第三類黄標識 (第三号様式)	放射性輸送物等の表面の二箇所
四 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナであって輸送指数が○であるもの	第一類白標識 (第一号様式)	コンテナの四側面
五 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナであって輸送指数が○を超える、かつ、一を超えないもの	第二類黄標識 (第二号様式)	コンテナの四側面
六 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナであって、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識 (第三号様式)	コンテナの四側面
七 第一号から前号までのもののうち臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等を収納するもの	臨界安全指數標識 (第三号の二様式)	第一号から前号までに掲げる箇所
八 第一号から第六号までのもののうち六フッ化ウランを収納するもの	腐食性物質副標識 (第四号様式) 及び毒物副標識 (第四号の二様式)	第一号から第六号までに掲げる箇所

2 次に掲げる放射性輸送物等には、その表面の見やすい箇所に、

それぞれ当該各号に規定する事項が英語又は日本語（国内輸送の場合に限る。）で鮮明に表示されていなければならない。ただし、第二号から第四号までに規定する事項にあっては、該当するもののみを表示し、それ以外の事項が表示されている場合は、当該表示は除去され、消され、又は覆われていなければならない。

及び固形二酸化炭素の質量

- 3 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（第五号様式）を、明確に表示しなければならない。
- 4 L型輸送物には、当該輸送物の表面にL型輸送物標識（第五号の二様式）を付さなければならない。
- 5 BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナには、第一項の表第一号から第六号までの中欄に掲げる標識を付した同一面であって、同標識に近接した箇所に貨物機専用標識（第六号様式）を付さなければならない。
- 6 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されている大型コンテナには、当該大型コンテナの四側面にコンテナ標識（第七号様式）を付さなければならない。ただし、第一項の第一類白標識、第二類黄標識又は第三類黄標識をコンテナ標識の大きさ以上の大さに拡大したものを付す場合は、この限りでない。
- 7 次の表の上欄に掲げる放射性物質等のいずれか一つのみが収納されているコンテナを専用積載で輸送する場合にあっては、コンテナの四側面に同表の下欄に掲げる番号を表示した国連番号標札（第八号様式）を付さなければならない。ただし、前項のコンテナ標識の下半分の白地上に「UN」の文字を前置した当該番号を表示した場合は、この限りでない。

輸送物固有の名称	国連番号
L型輸送物（空容器）	二九〇八
L型輸送物（天然ウラン、劣化ウラン又は天然トリウムから製作された物品）	二九〇九
L型輸送物（少量の放射性物質等）	二九一〇
L型輸送物（機器又は物品）	二九一一
低比放射性物質（LSA-I）（臨界防止のため）	二九一二

の措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	
表面汚染物 (S C O - I 、 S C O - II 又は S C O - III) (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九一三
A型輸送物 (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	二九一五
B U型輸送物 (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九一六
B M型輸送物 (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九一七
特別措置下での輸送 (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九一九
六フッ化ウラン (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等) (L型輸送物、 B U型輸送物、 B M型輸送物又は特別措置下での輸送以外のもの)	二九七七
六フッ化ウラン (L型輸送物、 B U型輸送物、 B M型輸送物、 特別措置下での輸送又は臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの)	二九七八
低比放射性物質 (L S A - II) (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	三三二一
低比放射性物質 (L S A - III) (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	三三二二
低比放射性物質 (L S A - II) (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等であって、六フッ化ウラン以外のもの)	三三二四

低比放射性物質 (L S A-III) (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等であって、六フッ化ウラン以外のもの)	三三二五
表面汚染物 (S C O-I 、 S C O-II 又は S C O-III) (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等)	三三二六
A型輸送物 (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等であって、六フッ化ウラン以外のもの)	三三二七
B U型輸送物 (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等)	三三二八
B M型輸送物 (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等)	三三二九
特別措置下での輸送 (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等)	三三三一
A型輸送物 (特別形) (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの)	三三三二
A型輸送物 (特別形) (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等であって、六フッ化ウラン以外のもの)	三三三三
六フッ化ウラン (L型輸送物) (臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のものであって、一の放射性輸送物当たり〇・一キログラム未満のもの)	三五〇七

8 放射性輸送物、オーバーパック又は第二十五条に規定する低比放射性物質等が収納されている航空機用ULDであって非開放型の構造を有するものを輸送する場合 (L型輸送物のみを輸送する場合を除く。) にあっては、当該航空機用ULDの表面の少なくとも二側面にこれらを収納していることを適切な方法で表示しな

ければならない。

9 一のオーバーパックには、「OVERPACK」の文字を表示しなければならない。

(防護に関する基準)

第二十三条 第八条に規定する放射性物質等を輸送する場合の規則

第百九十四条第二項第二号ロの告示で定める基準（放射性輸送物に関する技術上の基準に関するものを除く。）は、次のとおりとする。

一 放射性物質の合計量が第八条第一号（ハを除く。）に該当する場合にあっては、次の措置を講じること。

イ 防護に関し、次の事項を記載した輸送計画書を輸送関係者間で協議を行った上で策定すること。

(1) 積載方法等

(2) 日時及び経路

(3) 輸送関係者の氏名

(4) 警備に関すること

(5) 受渡し地点及びその予定時刻

(6) 連絡通報に関すること

(7) その他必要な事項

ロ 特別の事由がある場合を除き、輸送時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となる経路を選定すること。

ハ 連絡の時間間隔をあらかじめ定めておき、輸送中、あらかじめ定められた連絡場所（以下「指定連絡場所」という。）へ連絡を行い得るよう連絡通報体制を整備すること。

二 放射性物質等の防護に関して専門的な知識と経験を有し、輸送中の防護の実施に関して責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）を、出発空港等及び着陸空港等に配置し、次の事項を行わせること。

(1) 輸送中、輸送計画書を携行すること。

(2) 輸送中、指定連絡場所へ、ハで定められたとおり連絡を

行うこと。

- (3) 出発前に、航空機に対して妨害行為が着手されていないことを確認すること。

ホ 警備人を選定し、次の事項を行わせるほか、輸送中、放射性輸送物等又は放射性輸送物等を収納したコンテナに付き添わせること。

- (1) 放射性輸送物等又は放射性輸送物等を収納したコンテナの積載に際し、当該放射性輸送物等を連続的に監視するか、又は錠及び封印等を頻繁に点検すること。

- (2) 出発前に、航空機に対して妨害行為が着手されていないことを確認すること。

ヘ 放射性輸送物等が人手により容易に移動されるおそれのある場合は、コンテナへ収納する等の措置により、容易に移動されないようにすること。

ト コンテナに施錠及び封印その他の当該コンテナが容易に開封されないための措置を講じること。

チ 錠及び封印等に異常がないことを積載前に点検すること。

リ 専用積載で輸送すること。

ヌ 防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者を指定し、かつ、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

二 放射性物質の合計量が第八条第一号ハ、第二号（ハを除く。）又は第四号に該当する場合にあっては、前号リを除く同号の措置を講じること。また、貨物機を使用すること。

三 放射性物質の合計が第八条第二号ハ、第三号、第五号、第六号又は第七号に該当する場合にあっては、第一号イからチまで及びヌの措置を講じること。

(輸送の安全の確認)

第二十四条 規則第百九十四条第二項第二号ホ又はヘの規定による確認（ヘの規定による確認にあっては、放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものと除く。）は、当該放射性輸送物が国土交通大臣の指定する者により輸送されるとき又は本邦外から本邦内へ若しくは本邦外の間を輸送されるときは、積載前に当該輸送がこの告示に規定する基準に適合していることを証する書面を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

（放射性輸送物としないで輸送できる放射性物質等の輸送の基準）

第二十五条 放射性輸送物としないで輸送できる低比放射性物質又は表面汚染物（以下「低比放射性物質等」という。）及び低比放射性物質等が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。

2 前項の輸送指数は、次の各号に規定するところにより決定される値とする。

一 低比放射性物質等にあっては、当該低比放射性物質等の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十七条第二項第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、ウラン又はトリウムの精鉱のうち、次の表の上欄に掲げる物質については、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に代えて、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

ウラン又はトリウムの物理的精鉱	○・四
トリウムの化学的精鉱	○・三
六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	○・〇二

二 低比放射性物質等が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納されている低比放射性物質等毎に前号の規定

により算定した値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十七条第二項第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

- 3 一の航空機に積載する放射性輸送物としないで輸送できる表面汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物としないで輸送できる表面汚染物が収納されているコンテナの輸送指数並びに第十七条の規定により算定した輸送指数の合計は、専用積載により輸送されない場合は、二百を超えてはならない。
- 4 前項の規定は、 L S A - I については、適用しない。
- 5 次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等が収納されているコンテナには、それぞれ同表の下欄に掲げる標識を当該コンテナの四側面に付さなければならぬ。

一 輸送指数が○のコンテナ	第一類白標識 (第一号様式)
二 輸送指数が○を超えないコンテナ	第二類黄標識 (第二号様式)
三 前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識 (第三号様式)

- 6 低比放射性物質等が収納されている大型コンテナには、当該大型コンテナの四側面にコンテナ標識（第七号様式）を付さなければならぬ。ただし、第五項に定める標識をコンテナ標識の大きさ以上の大きさに拡大したものを付す場合は、この限りでない。また、当該大型コンテナに六フッ化ウランが収納されているものにあっては、第二十二条第一項第八号中欄に掲げる標識（第四号様式）及び第四号の二様式も併せて四側面に付さなければならぬ。

- 7 第二十二条第七項の表の上欄に掲げる放射性物質等であって低比放射性物質であるもののいずれか一つのみが収納されているコン

テナにあっては、当該コンテナの四側面に同表に掲げる番号を表示した国連番号標札（第八号様式）を付さなければならない。ただし、同条第五項に規定するコンテナ標識の下半分の白地上に「UN」の文字を前置した当該番号を表示した場合は、この限りでない。また、当該コンテナに六フッ化ウランが収納されているものにあっては、第二十二条第一項第八号中欄に掲げる標識（第四号様式）も併せて四側面に付さなければならない。

8 第十二条、第十三条、第十五条、第十六条及び第十九条の規定は、低比放射性物質等を輸送する場合に準用する。この場合において、第十二条第一項中「放射性輸送物（L型輸送物にあっては、一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が第八条第一号、第二号（ハを除く。）又は第四号の規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。以下この条において同じ。）、放射性輸送物が収納されているオーバーパック又はこれら」とあるのは「低比放射性物質等又は低比放射性物質等」と、第十三条第一項中「放射性輸送物、オーバーパック又はこれらが収納されているコンテナ（以下「放射性輸送物等」という。）」とあるのは「低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ」と、「放射性輸送物の」とあるのは「低比放射性物質等の」と、同条第二項及び第四項、第十五条第一項、第十六条第二項並びに第十九条中「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性物質等」と、第十五条第二項中「放射性輸送物等（L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されているものを除く。以下第十七条、第十九条並びに第二十二条第一項、第六項及び第七項において同じ。）」とあるのは「低比放射性物質等」と、第十六条第一項中「オーバーパック及び放射性輸送物又はオーバーパック」とあるのは「低比放射性物質等」と、第十六条第三項中「オーバーパック、放射性輸送物又はオーバーパック」とあるのは「低比放射性物質等」と、「当該オーバーパック若しくは当該コンテナ」とあるのは「当該コンテナ」と、「放射性輸送物」とあるのは「低比放射性物質等」と読

み替えるものとする。

第二十六条 放射性物質等の輸送は、その日時及び経路が当該放射性物質等の安全な輸送のために適切なものでなければならぬ。

(規則第百九十四条第二項第二号イの承認)

第二十七条 規則第百九十四条第二項第二号イの承認は、次に掲げる要件に適合する旨を承認することにより行うものとする。

- 一 当該放射性物質等をL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として輸送することが著しく困難であること。
 - 二 安全な輸送を確保するため必要な措置が講じられており、そのため当該輸送に関して安全上支障がないこと。
- 2 前項の場合において、放射性輸送物の最大線量当量率は、表面において二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において百マイクロシーベルト毎時を超えてはならない。

(特別措置)

第二十八条 第十六条又は第十八条の規定に従って輸送することが著しく困難な場合であつて、安全な輸送を確保するために必要な措置が講じられており、かつ、これらの規定によらないで輸送しても安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないことができる。

(特別措置等に係る標識)

第二十九条 第二十七条又は前条の規定により放射性輸送物等を輸送する場合には、専用積載で輸送しなければならず、また、第二十二条第一項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所（コンテナにあっては、四側面）に第三類黄標識（第三号標識）を付さなければならない。

(他の危険性を有する放射性物質等)

第三十条 放射性物質等であつて、かつ、規則第百九十四条第二項第一号の告示で定める物件である場合にあっては、その標識、表示

その他輸送方法に関しては、この告示に定めるもののほか、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の定めるところによる。

(みなし確認に係る除外)

第三十一条 規則第百九十四条第四項及び第五項の規定により確認を受けたものとみなされる基準は、放射性輸送物に関する技術上の基準のうち第九条第一号リ、ヌ及びル以外の基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成十六年国土交通省告示第千六百二号)

この告示は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成十七年国土交通省告示第千三百九十一号)

この告示は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成十八年国土交通省告示第千五百三十七号)

この告示は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十年国土交通省告示第七百五十六号)

この告示は、平成二十年六月十八日から施行する。

附 則 (平成二十年国土交通省告示第七百九号)

この告示は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十年国土交通省告示第千四百三十六号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

1 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成二十二年国土交通省告示第千五百四十一号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年国土交通省告示第千二十三号)

この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則 (平成二十五年国土交通省告示第八百五号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年国土交通省告示第千百八十七号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第三条 標識のふちの内側の線の幅については、この告示による改正後の一号様式から四号様式までの規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二十八年国土交通省告示第千四百五十一号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第四十七号）
(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十九年二月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成三十年国土交通省告示第千四百号）
(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（令和元年国土交通省告示第四百八十四号）
この告示は、令和元年九月一日から施行する。

附 則（令和二年国土交通省告示第千五百九十八号）
(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年一月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機に積載されている航空法施行規則第百九十四条第二項第二号に規定する物件の輸送については、当該輸送が終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（令和五年国土交通省告示第千二百八号）
この告示は、令和五年十二月二十八日から施行する。

附 則（令和六年国土交通省告示第千三百六十九号）
(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年一月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機に積載されている航空法施行規則第百九十四条第二項第二号に規定する物件の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

臨界安全指數を計算する場合に用いられるZの値

ウラン二三五の濃縮度	Z
1. 5パーセント以下	2200
1. 5パーセントを超える5パーセント以下	850
5パーセントを超える10パーセント以下	660
10パーセントを超える20パーセント以下	580
20パーセントを超える	450

備考 異なる濃縮度のウランに三五を含む場合は、最も高い濃縮度に対応する値とする。

別表第二（第一条の二及び第四条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形放射性物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 T B q	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T B q	放射能濃度 単位 B q / g	放射能量 単位 B q
1	³ H	4×10^1	4×10^1	1×10^6	1×10^9
4	⁷ Be	2×10^1	2×10^1	1×10^3	1×10^7
4	¹⁰ Be	4×10^1	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6
6	¹¹ C	1×10^0	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6	¹⁴ C	4×10^1	3×10^0	1×10^4	1×10^7
7	¹³ N	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
9	¹⁸ F	1×10^0	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
11	²² Na	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
11	²⁴ Na	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
12	²⁸ Mg	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
13	²⁶ Al	1×10^{-1}	1×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
14	³¹ Si	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
14	³² Si	4×10^1	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6

1 5	^{3 2} P		5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
1 5	^{3 3} P		4×10^1	1×10^0	1×10^5	1×10^8
1 6	^{3 5} S		4×10^1	3×10^0	1×10^5	1×10^8
1 7	^{3 6} C 1		1×10^1	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6
1 7	^{3 8} C 1		2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
1 8	^{3 7} A r		4×10^1	4×10^1	1×10^6	1×10^8
1 8	^{3 9} A r		4×10^1	2×10^1	1×10^7	1×10^4
1 8	^{4 1} A r		3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
1 9	^{4 0} K		9×10^{-1}	9×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
1 9	^{4 2} K		2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
1 9	^{4 3} K		7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
2 0	^{4 1} C a	制限なし		制限なし	1×10^5	1×10^7
2 0	^{4 5} C a		4×10^1	1×10^0	1×10^4	1×10^7
2 0	^{4 7} C a		3×10^0	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
2 1	^{4 4} S c		5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
2 1	^{4 6} S c		5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
2 1	^{4 7} S c		1×10^1	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
2 1	^{4 8} S c		3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
2 2	^{4 4} T i		5×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
2 3	^{4 8} V		4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
2 3	^{4 9} V		4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^7
2 4	^{5 1} C r		3×10^1	3×10^1	1×10^3	1×10^7
2 5	^{5 2} M n		3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
2 5	^{5 3} M n	制限なし		制限なし	1×10^4	1×10^9
2 5	^{5 4} M n		1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
2 5	^{5 6} M n		3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
2 6	^{5 2} F e		3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
2 6	^{5 5} F e		4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^6
2 6	^{5 9} F e		9×10^{-1}	9×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
2 6	^{6 0} F e		4×10^1	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
2 7	^{5 5} C o		5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
2 7	^{5 6} C o		3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
2 7	^{5 7} C o		1×10^1	1×10^1	1×10^2	1×10^6
2 7	^{5 8} C o		1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
2 7	^{5 8m} C o		4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^7
2 7	^{6 0} C o		4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
2 8	^{5 7} N i		6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
2 8	^{5 9} N i	制限なし		制限なし	1×10^4	1×10^8
2 8	^{6 3} N i		4×10^1	3×10^1	1×10^5	1×10^8
2 8	^{6 5} N i		4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6

2 9	$^{6.4}\text{C u}$	6×10^0	1×10^0	1×10^2	1×10^6
2 9	$^{6.7}\text{C u}$	1×10^1	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
3 0	$^{6.5}\text{Z n}$	2×10^0	2×10^0	1×10^1	1×10^6
3 0	$^{6.9}\text{Z n}$	3×10^0	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6
3 0	$^{6.9\text{m}}\text{Z n}$	3×10^0	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
3 1	$^{6.7}\text{G a}$	7×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
3 1	$^{6.8}\text{G a}$	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
3 1	$^{7.2}\text{G a}$	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
3 2	$^{6.8}\text{G e}$	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
3 2	$^{6.9}\text{G e}$	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
3 2	$^{7.1}\text{G e}$	4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^8
3 2	$^{7.7}\text{G e}$	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
3 3	$^{7.2}\text{A s}$	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
3 3	$^{7.3}\text{A s}$	4×10^1	4×10^1	1×10^3	1×10^7
3 3	$^{7.4}\text{A s}$	1×10^0	9×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
3 3	$^{7.6}\text{A s}$	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
3 3	$^{7.7}\text{A s}$	2×10^1	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
3 4	$^{7.5}\text{S e}$	3×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
3 4	$^{7.9}\text{S e}$	4×10^1	2×10^0	1×10^4	1×10^7
3 5	$^{7.6}\text{B r}$	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
3 5	$^{7.7}\text{B r}$	3×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
3 5	$^{8.2}\text{B r}$	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
3 6	$^{7.9}\text{K r}$	4×10^0	2×10^0	1×10^3	1×10^5
3 6	$^{8.1}\text{K r}$	4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^7
3 6	$^{8.5}\text{K r}$	1×10^1	1×10^1	1×10^5	1×10^4
3 6	$^{8.5\text{m}}\text{K r}$	8×10^0	3×10^0	1×10^3	$1 \times 10^{1.0}$
3 6	$^{8.7}\text{K r}$	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
3 7	$^{8.1}\text{R b}$	2×10^0	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
3 7	$^{8.3}\text{R b}$	2×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
3 7	$^{8.4}\text{R b}$	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
3 7	$^{8.6}\text{R b}$	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
3 7	$^{8.7}\text{R b}$	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^7
3 7	R b (天然の混合比のも の)	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^7
3 8	$^{8.2}\text{S r}$	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
3 8	$^{8.3}\text{S r}$	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
3 8	$^{8.5}\text{S r}$	2×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
3 8	$^{8.5\text{m}}\text{S r}$	5×10^0	5×10^0	1×10^2	1×10^7
3 8	$^{8.7\text{m}}\text{S r}$	3×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
3 8	$^{8.9}\text{S r}$	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6

3 8	^{9 0} S r	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^4
3 8	^{9 1} S r	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
3 8	^{9 2} S r	1×10^0	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
3 9	^{8 7} Y	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
3 9	^{8 8} Y	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
3 9	^{9 0} Y	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
3 9	^{9 1} Y	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
3 9	^{9 1m} Y	2×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
3 9	^{9 2} Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
3 9	^{9 3} Y	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
4 0	^{8 8} Z r	3×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
4 0	^{9 3} Z r	制限なし	制限なし	1×10^3	1×10^7
4 0	^{9 5} Z r	2×10^0	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
4 0	^{9 7} Z r	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
4 1	^{9 3m} N b	4×10^1	3×10^1	1×10^4	1×10^7
4 1	^{9 4} N b	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
4 1	^{9 5} N b	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
4 1	^{9 7} N b	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
4 2	^{9 3} M o	4×10^1	2×10^1	1×10^3	1×10^8
4 2	^{9 9} M o	1×10^0	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
4 3	^{9 5m} T c	2×10^0	2×10^0	1×10^1	1×10^6
4 3	^{9 6} T c	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
4 3	^{9 6m} T c	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
4 3	^{9 7} T c	制限なし	制限なし	1×10^3	1×10^8
4 3	^{9 7m} T c	4×10^1	1×10^0	1×10^3	1×10^7
4 3	^{9 8} T c	8×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
4 3	^{9 9} T c	4×10^1	9×10^{-1}	1×10^4	1×10^7
4 3	^{9 9m} T c	1×10^1	4×10^0	1×10^2	1×10^7
4 4	^{9 7} R u	5×10^0	5×10^0	1×10^2	1×10^7
4 4	^{1 0 3} R u	2×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
4 4	^{1 0 5} R u	1×10^0	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
4 4	^{1 0 6} R u	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
4 5	^{9 9} R h	2×10^0	2×10^0	1×10^1	1×10^6
4 5	^{1 0 1} R h	4×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^7
4 5	^{1 0 2} R h	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
4 5	^{1 0 2m} R h	2×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
4 5	^{1 0 3m} R h	4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^8
4 5	^{1 0 5} R h	1×10^1	8×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
4 6	^{1 0 3} P d	4×10^1	4×10^1	1×10^3	1×10^8
4 6	^{1 0 7} P d	制限なし	制限なし	1×10^5	1×10^8

4 6	^{1 0 9} P d	2×10^0	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
4 7	^{1 0 5} A g	2×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
4 7	^{1 0 8 m} A g	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
4 7	^{1 1 0 m} A g	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
4 7	^{1 1 1} A g	2×10^0	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
4 8	^{1 0 9} C d	3×10^1	2×10^0	1×10^4	1×10^6
4 8	^{1 1 3 m} C d	4×10^1	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
4 8	^{1 1 5} C d	3×10^0	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
4 8	^{1 1 5 m} C d	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
4 9	^{1 1 1} I n	3×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
4 9	^{1 1 3 m} I n	4×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
4 9	^{1 1 4 m} I n	1×10^1	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
4 9	^{1 1 5 m} I n	7×10^0	1×10^0	1×10^2	1×10^6
5 0	^{1 1 3} S n	4×10^0	2×10^0	1×10^3	1×10^7
5 0	^{1 1 7 m} S n	7×10^0	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
5 0	^{1 1 9 m} S n	4×10^1	3×10^1	1×10^3	1×10^7
5 0	^{1 2 1 m} S n	4×10^1	9×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
5 0	^{1 2 3} S n	8×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
5 0	^{1 2 5} S n	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
5 0	^{1 2 6} S n	6×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
5 1	^{1 2 2} S b	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^4
5 1	^{1 2 4} S b	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
5 1	^{1 2 5} S b	2×10^0	1×10^0	1×10^2	1×10^6
5 1	^{1 2 6} S b	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
5 2	^{1 2 1} T e	2×10^0	2×10^0	1×10^1	1×10^6
5 2	^{1 2 1 m} T e	5×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
5 2	^{1 2 3 m} T e	8×10^0	1×10^0	1×10^2	1×10^7
5 2	^{1 2 5 m} T e	2×10^1	9×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
5 2	^{1 2 7} T e	2×10^1	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
5 2	^{1 2 7 m} T e	2×10^1	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
5 2	^{1 2 9} T e	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
5 2	^{1 2 9 m} T e	8×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
5 2	^{1 3 1 m} T e	7×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
5 2	^{1 3 2} T e	5×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
5 3	^{1 2 3} I	6×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^7
5 3	^{1 2 4} I	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
5 3	^{1 2 5} I	2×10^1	3×10^0	1×10^3	1×10^6
5 3	^{1 2 6} I	2×10^0	1×10^0	1×10^2	1×10^6
5 3	^{1 2 9} I	制限なし	制限なし	1×10^2	1×10^5
5 3	^{1 3 1} I	3×10^0	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^6

5 3	^{1 3 2} I	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
5 3	^{1 3 3} I	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
5 3	^{1 3 4} I	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
5 3	^{1 3 5} I	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
5 4	^{1 2 2} X e	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
5 4	^{1 2 3} X e	2×10^0	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
5 4	^{1 2 7} X e	4×10^0	2×10^0	1×10^3	1×10^5
5 4	^{1 3 1 m} X e	4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^4
5 4	^{1 3 3} X e	2×10^1	1×10^1	1×10^3	1×10^4
5 4	^{1 3 5} X e	3×10^0	2×10^0	1×10^3	1×10^{10}
5 5	^{1 2 9} C s	4×10^0	4×10^0	1×10^2	1×10^5
5 5	^{1 3 1} C s	3×10^1	3×10^1	1×10^3	1×10^6
5 5	^{1 3 2} C s	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^5
5 5	^{1 3 4} C s	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^4
5 5	^{1 3 4 m} C s	4×10^1	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
5 5	^{1 3 5} C s	4×10^1	1×10^0	1×10^4	1×10^7
5 5	^{1 3 6} C s	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
5 5	^{1 3 7} C s	2×10^0	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^4
5 6	^{1 3 1} B a	2×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
5 6	^{1 3 3} B a	3×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
5 6	^{1 3 3 m} B a	2×10^1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
5 6	^{1 3 5 m} B a	2×10^1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
5 6	^{1 4 0} B a	5×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
5 7	^{1 3 7} L a	3×10^1	6×10^0	1×10^3	1×10^7
5 7	^{1 4 0} L a	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
5 8	^{1 3 9} C e	7×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
5 8	^{1 4 1} C e	2×10^1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
5 8	^{1 4 3} C e	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
5 8	^{1 4 4} C e	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
5 9	^{1 4 2} P r	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
5 9	^{1 4 3} P r	3×10^0	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6
6 0	^{1 4 7} N d	6×10^0	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
6 0	^{1 4 9} N d	6×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
6 1	^{1 4 3} P m	3×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
6 1	^{1 4 4} P m	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 1	^{1 4 5} P m	3×10^1	1×10^1	1×10^3	1×10^7
6 1	^{1 4 7} P m	4×10^1	2×10^0	1×10^4	1×10^7
6 1	^{1 4 8 m} P m	8×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 1	^{1 4 9} P m	2×10^0	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
6 1	^{1 5 1} P m	2×10^0	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6

6 2	^{1 4 5} S m	1×10^1	1×10^1	1×10^2	1×10^7
6 2	^{1 4 7} S m	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
6 2	^{1 5 1} S m	4×10^1	1×10^1	1×10^4	1×10^8
6 2	^{1 5 3} S m	9×10^0	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
6 3	^{1 4 7} E u	2×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
6 3	^{1 4 8} E u	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 3	^{1 4 9} E u	2×10^1	2×10^1	1×10^2	1×10^7
6 3	^{1 5 0} E u (短半減期のも の)	2×10^0	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
6 3	^{1 5 0} E u (長半減期のも の)	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 3	^{1 5 2} E u	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
6 3	^{1 5 2 m} E u	8×10^{-1}	8×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
6 3	^{1 5 4} E u	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 3	^{1 5 5} E u	2×10^1	3×10^0	1×10^2	1×10^7
6 3	^{1 5 6} E u	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 4	^{1 4 6} G d	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 4	^{1 4 8} G d	2×10^1	2×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
6 4	^{1 5 3} G d	1×10^1	9×10^0	1×10^2	1×10^7
6 4	^{1 5 9} G d	3×10^0	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
6 5	^{1 4 9} T b	8×10^{-1}	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 5	^{1 5 7} T b	4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^7
6 5	^{1 5 8} T b	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
6 5	^{1 6 0} T b	1×10^0	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 5	^{1 6 1} T b	3×10^1	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
6 6	^{1 5 9} D y	2×10^1	2×10^1	1×10^3	1×10^7
6 6	^{1 6 5} D y	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
6 6	^{1 6 6} D y	9×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
6 7	^{1 6 6} H o	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
6 7	^{1 6 6 m} H o	6×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6 8	^{1 6 9} E r	4×10^1	1×10^0	1×10^4	1×10^7
6 8	^{1 7 1} E r	8×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
6 9	^{1 6 7} T m	7×10^0	8×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
6 9	^{1 7 0} T m	3×10^0	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
6 9	^{1 7 1} T m	4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^8
7 0	^{1 6 9} Y b	4×10^0	1×10^0	1×10^2	1×10^7
7 0	^{1 7 5} Y b	3×10^1	9×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
7 1	^{1 7 2} L u	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
7 1	^{1 7 3} L u	8×10^0	8×10^0	1×10^2	1×10^7
7 1	^{1 7 4} L u	9×10^0	9×10^0	1×10^2	1×10^7

7 1	^{1 7 4 m} L u	2×10^1	1×10^1	1×10^2	1×10^7
7 1	^{1 7 7} L u	3×10^1	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
7 2	^{1 7 2} H f	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
7 2	^{1 7 5} H f	3×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
7 2	^{1 8 1} H f	2×10^0	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
7 2	^{1 8 2} H f	制限なし	制限なし	1×10^2	1×10^6
7 3	^{1 7 8} T a (長半減期のも の)	1×10^0	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
7 3	^{1 7 9} T a	3×10^1	3×10^1	1×10^3	1×10^7
7 3	^{1 8 2} T a	9×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^4
7 4	^{1 7 8} W	9×10^0	5×10^0	1×10^1	1×10^6
7 4	^{1 8 1} W	3×10^1	3×10^1	1×10^3	1×10^7
7 4	^{1 8 5} W	4×10^1	8×10^{-1}	1×10^4	1×10^7
7 4	^{1 8 7} W	2×10^0	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
7 4	^{1 8 8} W	4×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
7 5	^{1 8 4} R e	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
7 5	^{1 8 4 m} R e	3×10^0	1×10^0	1×10^2	1×10^6
7 5	^{1 8 6} R e	2×10^0	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
7 5	^{1 8 7} R e	制限なし	制限なし	1×10^6	1×10^9
7 5	^{1 8 8} R e	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
7 5	^{1 8 9} R e	3×10^0	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
7 5	R e (天然の混合比のも の)	制限なし	制限なし	1×10^6	1×10^9
7 6	^{1 8 5} O s	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
7 6	^{1 9 1} O s	1×10^1	2×10^0	1×10^2	1×10^7
7 6	^{1 9 1 m} O s	4×10^1	3×10^1	1×10^3	1×10^7
7 6	^{1 9 3} O s	2×10^0	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
7 6	^{1 9 4} O s	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
7 7	^{1 8 9} I r	1×10^1	1×10^1	1×10^2	1×10^7
7 7	^{1 9 0} I r	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
7 7	^{1 9 2} I r	1×10^0	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^4
7 7	^{1 9 3 m} I r	4×10^1	4×10^0	1×10^4	1×10^7
7 7	^{1 9 4} I r	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
7 8	^{1 8 8} P t	1×10^0	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
7 8	^{1 9 1} P t	4×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
7 8	^{1 9 3} P t	4×10^1	4×10^1	1×10^4	1×10^7
7 8	^{1 9 3 m} P t	4×10^1	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
7 8	^{1 9 5 m} P t	1×10^1	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
7 8	^{1 9 7} P t	2×10^1	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
7 8	^{1 9 7 m} P t	1×10^1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6

7 9	^{1 9 3} A u	7×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^7
7 9	^{1 9 4} A u	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
7 9	^{1 9 5} A u	1×10^1	6×10^0	1×10^2	1×10^7
7 9	^{1 9 8} A u	1×10^0	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
7 9	^{1 9 9} A u	1×10^1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
8 0	^{1 9 4} H g	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
8 0	^{1 9 5m} H g	3×10^0	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
8 0	^{1 9 7} H g	2×10^1	1×10^1	1×10^2	1×10^7
8 0	^{1 9 7m} H g	1×10^1	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
8 0	^{2 0 3} H g	5×10^0	1×10^0	1×10^2	1×10^5
8 1	^{2 0 0} T l	9×10^{-1}	9×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
8 1	^{2 0 1} T l	1×10^1	4×10^0	1×10^2	1×10^6
8 1	^{2 0 2} T l	2×10^0	2×10^0	1×10^2	1×10^6
8 1	^{2 0 4} T l	1×10^1	7×10^{-1}	1×10^4	1×10^4
8 2	^{2 0 1} P b	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
8 2	^{2 0 2} P b	4×10^1	2×10^1	1×10^3	1×10^6
8 2	^{2 0 3} P b	4×10^0	3×10^0	1×10^2	1×10^6
8 2	^{2 0 5} P b	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^7
8 2	^{2 1 0} P b	1×10^0	5×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
8 2	^{2 1 2} P b	7×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
8 3	^{2 0 5} B i	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
8 3	^{2 0 6} B i	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
8 3	^{2 0 7} B i	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
8 3	^{2 1 0} B i	1×10^0	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
8 3	^{2 1 0m} B i	6×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^5
8 3	^{2 1 2} B i	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
8 4	^{2 1 0} P o	4×10^1	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
8 5	^{2 1 1} A t	2×10^1	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
8 6	^{2 2 2} R n	3×10^{-1}	4×10^{-3}	1×10^1	1×10^8
8 8	^{2 2 3} R a	4×10^{-1}	7×10^{-3}	1×10^2	1×10^5
8 8	^{2 2 4} R a	4×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^5
8 8	^{2 2 5} R a	2×10^{-1}	4×10^{-3}	1×10^2	1×10^5
8 8	^{2 2 6} R a	2×10^{-1}	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
8 8	^{2 2 8} R a	6×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^5
8 9	^{2 2 5} A c	8×10^{-1}	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
8 9	^{2 2 7} A c	9×10^{-1}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3
8 9	^{2 2 8} A c	6×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
9 0	^{2 2 7} T h	1×10^1	5×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 0	^{2 2 8} T h	5×10^{-1}	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
9 0	^{2 2 9} T h	5×10^0	5×10^{-4}	1×10^0	1×10^3

9 0	$^{230}\text{T h}$	1×10^1	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
9 0	$^{231}\text{T h}$	4×10^1	2×10^{-2}	1×10^3	1×10^7
9 0	$^{232}\text{T h}$	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
9 0	$^{234}\text{T h}$	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
9 0	T h (天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10^0	1×10^3
9 1	$^{230}\text{P a}$	2×10^0	7×10^{-2}	1×10^1	1×10^6
9 1	$^{231}\text{P a}$	4×10^0	4×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
9 1	$^{233}\text{P a}$	5×10^0	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
9 2	$^{230}\text{U (F)}$	4×10^1	1×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
9 2	$^{230}\text{U (M)}$	4×10^1	4×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 2	$^{230}\text{U (S)}$	3×10^1	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 2	$^{232}\text{U (F)}$	4×10^1	1×10^{-2}	1×10^0	1×10^3
9 2	$^{232}\text{U (M)}$	4×10^1	7×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 2	$^{232}\text{U (S)}$	1×10^1	1×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 2	$^{233}\text{U (F)}$	4×10^1	9×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
9 2	$^{233}\text{U (M)}$	4×10^1	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
9 2	$^{233}\text{U (S)}$	4×10^1	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^5
9 2	$^{234}\text{U (F)}$	4×10^1	9×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
9 2	$^{234}\text{U (M)}$	4×10^1	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
9 2	$^{234}\text{U (S)}$	4×10^1	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^5
9 2	^{235}U	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
9 2	$^{236}\text{U (F)}$	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
9 2	$^{236}\text{U (M)}$	4×10^1	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
9 2	$^{236}\text{U (S)}$	4×10^1	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 2	^{238}U	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
9 2	U (天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10^0	1×10^3
9 2	U (未照射、かゝ、濃縮度が20%以下のもの)	制限なし	制限なし	1×10^0	1×10^3
9 2	U (劣化したもの)	制限なし	制限なし	1×10^0	1×10^3
9 3	$^{235}\text{N p}$	4×10^1	4×10^1	1×10^3	1×10^7
9 3	$^{236}\text{N p (短半減期のもの)}$	2×10^1	2×10^0	1×10^3	1×10^7
9 3	$^{236}\text{N p (長半減期のもの)}$	9×10^0	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
9 3	$^{237}\text{N p}$	2×10^1	2×10^{-3}	1×10^0	1×10^3
9 3	$^{239}\text{N p}$	7×10^0	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
9 4	$^{236}\text{P u}$	3×10^1	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 4	$^{237}\text{P u}$	2×10^1	2×10^1	1×10^3	1×10^7
9 4	$^{238}\text{P u}$	1×10^1	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4

9 4	^{239}Pu	1×10^1	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
9 4	^{240}Pu	1×10^1	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^3
9 4	^{241}Pu	4×10^1	6×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
9 4	^{242}Pu	1×10^1	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
9 4	^{244}Pu	4×10^{-1}	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
9 5	^{241}Am	1×10^1	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
9 5	^{242}Am	1×10^1	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
9 5	^{243}Am	5×10^0	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^3
9 6	^{240}Cm	4×10^1	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
9 6	^{241}Cm	2×10^0	1×10^0	1×10^2	1×10^6
9 6	^{242}Cm	4×10^1	1×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
9 6	^{243}Cm	9×10^0	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
9 6	^{244}Cm	2×10^1	2×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 6	^{245}Cm	9×10^0	9×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
9 6	^{246}Cm	9×10^0	9×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
9 6	^{247}Cm	3×10^0	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
9 6	^{248}Cm	2×10^{-2}	3×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
9 7	^{247}Bk	8×10^0	8×10^{-4}	1×10^0	1×10^4
9 7	^{249}Bk	4×10^1	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
9 8	^{248}Cf	4×10^1	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 8	^{249}Cf	3×10^0	8×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
9 8	^{250}Cf	2×10^1	2×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 8	^{251}Cf	7×10^0	7×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
9 8	^{252}Cf	1×10^{-1}	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
9 8	^{253}Cf	4×10^1	4×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
9 8	^{254}Cf	1×10^{-3}	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^3

備考 (F) は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、 UF_6 、 UO_2F_2 及び $\text{UO}_2(\text{NO}_3)_2$ の化学系をとるウラン化合物のみに適用し、(M) は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、 UO_3 、 UF_4 、 UCl_4 及び 6 倍の化合物の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、(S) は (F) 及び (M) に定めた以外の全てのウラン化合物に適用する。親核種（放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの）に対し、第二欄及び第三欄に掲げる数量について寄与が考慮されている子孫核種（親核種の原子崩壊によって生ずる放射性物質）並びに第四欄及び第五欄に掲げる数量について永続平衡状態にあるものとして寄与が考慮されている子孫核種は次表による。

親核種	第二欄及び第三欄に掲げる数量について寄与が考慮されている子孫核種
^{28}Mg	^{28}Al
^{42}Ar	^{42}K
^{47}Ca	^{47}Sc

^{4 4} T i	^{4 4} S c
^{5 2} F e	^{5 2 m} M n
^{6 0} F e	^{6 0 m} C o
^{6 9 m} Z n	^{6 9} Z n
^{6 8} G e	^{6 8} G a
^{8 3} R b	^{8 3 m} K r
^{8 2} S r	^{8 2} R b
^{9 0} S r	^{9 0} Y
^{9 1} S r	^{9 1 m} Y
^{9 2} S r	^{9 2} Y
^{8 7} Y	^{8 7 m} S r
^{9 5} Z r	^{9 5 m} N b
^{9 7} Z r	^{9 7 m} N b , ^{9 7} N b
^{9 9} M o	^{9 9 m} T c
^{9 5 m} T c	^{9 5} T c
^{9 6 m} T c	^{9 6} T c
^{1 0 3} R u	^{1 0 3 m} R h
^{1 0 6} R u	^{1 0 6} R h
^{1 0 3} P d	^{1 0 3 m} R h
^{1 0 8 m} A g	^{1 0 8} A g
^{1 1 0 m} A g	^{1 1 0} A g
^{1 1 5} C d	^{1 1 5 m} I n
^{1 1 4 m} I n	^{1 1 4} I n
^{1 1 3} S n	^{1 1 3 m} I n
^{1 2 1 m} S n	^{1 2 1} S n
^{1 2 6} S n	^{1 2 6 m} S b
^{1 1 8} T e	^{1 1 8} S b
^{1 2 7 m} T e	^{1 2 7} T e
^{1 2 9 m} T e	^{1 2 9} T e
^{1 3 1 m} T e	^{1 3 1} T e
^{1 3 2} T e	^{1 3 2} I
^{1 3 5} I	^{1 3 5 m} X e
^{1 2 2} X e	^{1 2 2} I
^{1 3 7} C s	^{1 3 7 m} B a
^{1 3 1} B a	^{1 3 1} C s
^{1 4 0} B a	^{1 4 0} L a
^{1 4 4} C e	^{1 4 4 m} P r , ^{1 4 4} P r
^{1 4 8 m} P m	^{1 4 8} P m
^{1 4 6} G d	^{1 4 6} E u
^{1 6 6} D y	^{1 6 6} H o

¹⁷² H f	¹⁷² L u
¹⁷⁸ W	¹⁷⁸ T a
¹⁸⁸ W	¹⁸⁸ R e
¹⁸⁹ R e	^{189m} O s
¹⁹⁴ O s	¹⁹⁴ I r
¹⁸⁹ I r	^{189m} O s
¹⁸⁸ P t	¹⁸⁸ I r
¹⁹⁴ H g	¹⁹⁴ A u
^{195m} H g	¹⁹⁵ H g
²¹⁰ P b	²¹⁰ B i
²¹² P b	²¹² B i, ²⁰⁸ T l, ²¹² P o
^{210m} B i	²⁰⁶ T l
²¹² B i	²⁰⁸ T l, ²¹² P o
²¹¹ A t	²¹¹ P o
²²² R n	²¹⁸ P o, ²¹⁴ P b, ²¹⁸ A t, ²¹⁴ B i, ²¹⁴ P o
²²³ R a	²¹⁹ R n, ²¹⁵ P o, ²¹¹ P b, ²¹¹ B i, ²¹¹ P o, ²⁰⁷ T l
²²⁴ R a	²²⁰ R n, ²¹⁶ P o, ²¹² P b, ²¹² B i, ²⁰⁸ T l, ²¹² P o
²²⁵ R a	²²⁵ A c, ²²¹ F r, ²¹⁷ A t, ²¹³ B i, ²⁰⁹ T l, ²¹³ P o, ²⁰⁹ P b
²²⁶ R a	²²² R n, ²¹⁸ P o, ²¹⁴ P b, ²¹⁸ A t, ²¹⁴ B i, ²¹⁴ P o
²²⁸ R a	²²⁸ A c
²²⁵ A c	²²¹ F r, ²¹⁷ A t, ²¹³ B i, ²⁰⁹ T l, ²¹³ P o, ²⁰⁹ P b
²²⁷ A c	²²³ F r
²²⁸ T h	²²⁴ R a, ²²⁰ R n, ²¹⁶ P o, ²¹² P b, ²¹² B i, ²⁰⁸ T l, ²¹² P o
²³⁴ T h	^{234m} P a, ²³⁴ P a
²³⁰ P a	²²⁶ A c, ²²⁶ T h, ²²² F r, ²²² R a, ²¹⁸ R n, ²¹⁴ P o
²³⁰ U	²²⁶ T h, ²²² R a, ²¹⁸ R n, ²¹⁴ P o
²³⁵ U	²³¹ T h
²⁴¹ P u	²³⁷ U
²⁴⁴ P u	²⁴⁰ U, ^{240m} N p
^{242m} A m	²⁴² A m, ²³⁸ N p
²⁴³ A m	²³⁹ N p
²⁴⁷ C m	²⁴³ P u
²⁴⁹ B k	²⁴⁵ A m
²⁵³ C f	²⁴⁹ C m
親核種	第四欄及び第五欄に掲げる数量について寄与が考慮されている子孫核種
⁹⁰ S r	⁹⁰ Y
⁹³ Z r	^{93m} N b
⁹⁷ Z r	⁹⁷ N b

^{106}Ru	^{106}Rh
^{108m}Ag	^{108}Ag
^{137}Cs	^{137m}Ba
^{144}Ce	^{144}Pr
^{140}Ba	^{140}La
^{212}Bi	^{208}Tl (0.36)、 ^{212}Po (0.64)
^{210}Pb	^{210}Bi 、 ^{210}Po
^{212}Pb	^{212}Bi 、 ^{208}Tl (0.36)、 ^{212}Po (0.64)
^{222}Rn	^{218}Po 、 ^{214}Pb 、 ^{214}Bi 、 ^{214}Po
^{223}Ra	^{219}Rn 、 ^{215}Po 、 ^{211}Pb 、 ^{211}Bi 、 ^{207}Tl
^{224}Ra	^{220}Rn 、 ^{216}Po 、 ^{212}Pb 、 ^{212}Bi 、 ^{208}Tl (0.36)、 ^{212}Po (0.64)
^{226}Ra	^{222}Rn 、 ^{218}Po 、 ^{214}Pb 、 ^{214}Bi 、 ^{214}Po 、 ^{210}Pb 、 ^{210}Bi 、 ^{210}Po
^{228}Ra	^{228}Ac
^{228}Th	^{224}Ra 、 ^{220}Rn 、 ^{216}Po 、 ^{212}Pb 、 ^{212}Bi 、 ^{208}Tl (0.36)、 ^{212}Po (0.64)
^{229}Th	^{225}Ra 、 ^{225}Ac 、 ^{221}Fr 、 ^{217}At 、 ^{213}Bi 、 ^{213}Po 、 ^{209}Pb
Th (天然の混合比のもの)	^{228}Ra 、 ^{228}Ac 、 ^{228}Th 、 ^{224}Ra 、 ^{220}Rn 、 ^{216}Po 、 ^{212}Pb 、 ^{212}Bi 、 ^{208}Tl (0.36)、 ^{212}Po (0.64)
^{234}Th	^{234m}Pa
^{230}U	^{226}Th 、 ^{222}Ra 、 ^{218}Rn 、 ^{214}Po
^{232}U	^{228}Th 、 ^{224}Ra 、 ^{220}Rn 、 ^{216}Po 、 ^{212}Pb 、 ^{212}Bi 、 ^{208}Tl (0.36)、 ^{212}Po (0.64)
^{235}U	^{234}Th
^{238}U	^{234}Th 、 ^{234m}Pa
U (天然の混合比のもの)	^{231}Th 、 ^{234m}Pa 、 ^{234}U 、 ^{230}Th 、 ^{226}Ra 、 ^{222}Rn 、 ^{218}Po 、 ^{214}Pb 、 ^{214}Bi 、 ^{214}Po 、 ^{210}Pb 、 ^{210}Bi 、 ^{210}Po
^{237}Np	^{233}Pa
^{242m}Am	^{242}Am
^{243}Am	^{239}Np

備考

- 輸送の際には、親核種の放射能のみを考慮すればよい。
- Th (天然の混合比のもの) の場合の親核種は ^{232}Th であり、U (天然の混合比のもの) の場合の親核種は ^{238}U である。

別表第三 (第四条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類であり、かつ、別表第二に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区 分	特別形放射性物質等である場合の	特別形放射性物質等以外の放射性

	数量 (A ₁ 値) 単位 T B q	物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T B q
1 放出する放射線が一種類の場合 (2に該当する場合を除く。)	1 の第一欄中のイ、ロ及びホの該当する区分に応じ、第二欄に掲げる数量のうち最も小さいものをA ₁ 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。	1 の第一欄中のイ、ロ、ハ、ニ及びホの該当する区分に応じ、第三欄に掲げる数量のうち該当する最も小さいものをA ₂ 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。
イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合 (陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。)	$\frac{10^{-13}}{e_{p\ t}}$	$\frac{10^{-13}}{e_{p\ t}}$
ロ ベータ線を放出する場合	$\frac{1 \times 10^{-12}}{e_{\beta}}$	$\frac{2.8 \times 10^{-14}}{h_{skin}}$
ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場合 (核原物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (平成二十七年原子力規制委員会告示第八号) (以下「線量告示」という。) 別表第一第二欄又は第三欄に数量の記載がある場合をいう。)	—	$\frac{5 \times 10^{-5}}{e_{inh}}$
ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合 (線量告示別表第一第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。)	—	$\frac{1.9 \times 10^{-14}}{h_{sub}}$
ホ アルファ線を放出する場合	$\frac{5 \times 10^{-1}}{e_{inh}}$	$\frac{5 \times 10^{-5}}{e_{inh}}$

2 親核種であって、その物理的半減期が子孫核種の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が十日以内である場合	親核種及び子孫核種に対する 1 の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び子孫核種に対する 1 の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3 放出する放射線が二種類以上の場合（4 に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する 1 の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する 1 の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
4 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が子孫核種の物理的半減期より長く、かつ、子孫核種の物理的半減期が十日以内の場合	それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する 1 の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び子孫核種に対する 1 の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考 e_{p_t} は一メートルの距離における放射性物質の実効線量率係数 ($S_v \cdot B_q^{-1} \cdot h^{-1}$) を、 e_β は自己しゃへい体から一メートルの距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数 ($S_v \cdot B_q^{-1} \cdot h^{-1}$) を、 h_{skin} は皮膚上の放射性物質の単位密度 ($B_q \cdot m^{-2}$) 当たりの皮膚の等価線量率係数 ($S_v \cdot s^{-1} \cdot B_q^{-1} \cdot m^2$) を、 e_{inh} は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量告示別表第一第二欄又は第三欄に掲げる値 ($m S_v \cdot B_q^{-1}$) のうち小なるものを、 h_{sub} はサブマージョンによる放射性物質の単位濃度 ($B_q \cdot m^{-3}$) 当たりの実効線量率係数 ($S_v \cdot s^{-1} \cdot B_q^{-1} \cdot m^3$) を、それぞれ示す。

別表第四（第一条の二及び第四条関係）

放射性物質の種類が明らかでない場合及び放射性物質の種類が明らかであるが別表第二及び別表第三に数量が掲げられていない場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量 (A_1 値) 単位 $T B_q$	特別形放射性物質以外の放射性物質等である場合の数量 (A_2 値) 単位 $T B_q$	放射能濃度 単位 B_q / g	放射能量 単位 B_q
1 ベータ線又はガンマ線以外の放射線を放出する放射性物質が存在しないことが	1×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^4

明らかな場合				
2 アルファ線を放出する放射性物質が存在することが明らかであり、中性子線を放出する放射性物質が存在しないことが明らかな場合	2×10^{-1}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3
3 中性子線を放出する放射性物質が存在することが明らかであるか、又はデータ不詳の場合	1×10^{-3}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3

備考 第四欄及び第五欄に掲げる数量について、国土交通大臣が適當と認める場合はこの限りではない。

別表第五（第一条の二及び第四条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合（別表第六及び別表第七（第二欄に係るものに限る。）に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
区分	数量 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射能量 単位 Bq
放射性物質の種類の全部及び種類別の数量の全部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} = 1$	同左	同左
放射性物質の種類の全部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部が明らかでない場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及び y の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} + \frac{y}{Y} = 1$	同左	同左

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる数量を、 y は種類

又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量を、Yはyに係る放射性物質の種類の全部が明らかな場合にあってはそれらの種類に対する別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる数量のうち最小のものを、yに係わる放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあってはyに係る放射性物質に対する別表第四に掲げる数量を示す。

別表第六（第一条の二及び第四条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合（特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合に限り、別表第七（第二欄に係るものに限る。）に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
区分	数量 (A ₂ 値) 単位 T B q	放射能濃度 単位 B q / g	放射能量 単位 B q
放射性物質の種類の全部が明らかな場合	1 $f_1/X_1 + f_2/X_2 + \cdots + f_n/X_n$	同左	同左
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	1 $f_1/X_1 + f_2/X_2 + \cdots + f_n/X_n + f_y/Y$	同左	同左

備考 f₁, f₂, …, f_nは種類が明らかな各放射性物質の分率、X₁, X₂, …, X_nはf₁, f₂, …, f_nに係る各放射性物質に対する別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる数量を、f_yは種類が明らかでない放射性物質の分率を、Yは別表第四に掲げる数量を示す。

別表第七（第四条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の 数量 (A ₁ 値) 単位 T B q	特別形放射性物質等以外の放射性物質等 である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T B q
その系列の全ての放射性物質（親核種を除く。）の物理的半減期が10日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第二、別表第三又は別表第四の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第二、別表第三又は別表第四の第三欄に掲げる数量
その系列の子孫核種の	次の算式を満たすx ₁ , x ₂ , …, x _n の	次の算式満たすx ₁ , x ₂ , …, x _n の数量

うち、その物理的半減期が10日を超える、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	数量	
	$\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} = 1$	$\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量（テラベクレル）を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

別表第八（第八条及び第二十三条関係）

第一欄 放射性物質の種類	第二欄 数量 単位 T B q
²⁴¹ A m	0.6
¹⁹⁸ A u	2
¹⁰⁹ C d	200
²⁵² C f	0.2
²⁴⁴ C m	0.5
⁵⁷ C o	7
⁶⁰ C o	0.3
¹³⁷ C s	1
⁵⁵ F e	8,000
¹⁵³ G d	10
⁶⁸ G e	7
¹⁹² I r	0.8
⁶³ N i	600

¹⁰³ Pd	900
¹⁴⁷ Pm	400
²¹⁰ Po	0.6
²³⁸ Pu	0.6
²³⁹ Pu	0.6
²²⁶ Ra	0.4
¹⁰⁶ Ru	3
⁷⁵ Se	2
⁹⁰ Sr	10
²⁰⁴ Tl	200
¹⁷⁰ Tm	200
¹⁶⁹ Yb	3
上記以外の放射性物質	別表第二の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第三欄に掲げる数量に三千を乗じて得た値

別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面

で打つこと。この場合において、鋼製棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八百度の空気中に十分間置くこと。

五 浸漬試験

イ 固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあっては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1) 常温の水中に七日間浸漬させること。

(2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。

(3) 摂氏三十度以上であって湿度九十パーセント以上の空気中に七日間置くこと。

(4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。

ロ カプセルに封入された放射性物質等にあっては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。

(2) 摂氏三十度以上であって湿度九十パーセント以上の空気中に七日間置くこと。

(3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。

別記第二 削除

別記第三（第九条関係）A型輸送物に係る条件

一 条件

イ 五センチメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1) その質量が、五千キログラム未満のものにあっては一・二メートルの高さから、五千キログラム以上一万キログラム未満のものにあっては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあっては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のものにあっては、〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その質量が五十キログラム以下のファイバー板製又は木製の長方形の輸送物にあっては、それぞれの頂点を下向きにして、その質量が百キログラム以下のファイバー板製の円筒形の輸送物にあっては、各縁の四半分毎を下向きにして〇・三メートルの高さから落下させること。

(3) その質量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(4) 質量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であって、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

イ 液体状又は気体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件のうち、当該放射性輸送物が最大の破損を受ける条件の下に置くこと。ただし、トリチウムガス又は希ガスを収納する放射性輸送物にあっては、この限りでない。

(1) 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四（第九条関係）B M型輸送物に係る条件

一 野外の温度が摂氏三十八度である環境に一週間放置すること。この場合において放射性輸送物に対しては、次の表に定める条件の下で行うこと。

輸送物表面の形状及び位置		一日あたり十二時間の日光の直射による入熱（ワット每平方メートル）
輸送中水平である平面	下向きの面	なし
	上向きの面	八百
輸送中垂直である表面		二百
輸送中下向きである表面（水平である平面を除く。）		二百
その他の全ての表面		四百

二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第五（第九条関係）B M型輸送物に係る条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、質量が五百キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納する放射性物質等が特別形放射性物質等以外のものであって、当該放射性物質等の放射能の量が A_2 値の千倍を超える放射性輸送物の場合には、これに代えて、質量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メートル、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下の軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートル又は最大の破損を与えるのに十分な長さの軟鋼丸棒であって、その上面が滑らかな水平面であり、かつ、その端部の曲率半径が六ミリメートル以下のものに一メートルの高さから落下させること。

二 最小〇・九の平均火炎放射率の熱流束であり、かつ、摂氏八百度の火炎に曝される環境に三十分間置くこと。この場合において、耐火試験前の輸送物は、周囲温度摂氏三十八度で平衡状態にあると仮定し、耐火試験中の輸送物の表面の熱吸収率は、〇・八又は当該放射性輸送物が持つと実証された値とする。また、耐火試験後は、人為的に冷却してはならず、耐火試験前、耐火試験中及び耐火試験後は、別記第四第一号に規定する日光の直射による入熱条件及び輸送物内の放射性収納物からの設計上最大内部発熱率を考慮すること。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

備考 第一号から第三号までの条件の下には、この順序で置くものとする。ただし、第三号に定める浸漬試験については、別個の輸送物を使用することができる。

別記第六（第九条関係）B U型輸送物に係る条件

別記第四の条件の下に置くこと。

別記第七（第九条関係） B U型輸送物に係る条件

別記第五の条件の下に置くこと。

別記第八（第九条関係） I P－2型輸送物に係る条件

一 次のイ又はロに掲げるいずれかの条件の下に置くこと。

イ 別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件の下に置くこと。

ロ 国土交通大臣が適當と認める試験

別記第九（第九条関係） I P－3型輸送物に係る条件

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第十（第九条関連） 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る条件

一 供試物に二・七六メガパスカル以上の水圧試験を行うこと。

二 輸送中予想される最大圧力の二倍に加圧した後、一・五倍の圧力まで降圧すること。

三 弁を取り付けた状態で〇・六九メガパスカルまで加圧すること。

別記第十一（第九条関連） 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る条件

別記第三第一号ロ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第十二（第九条関連） 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る条件

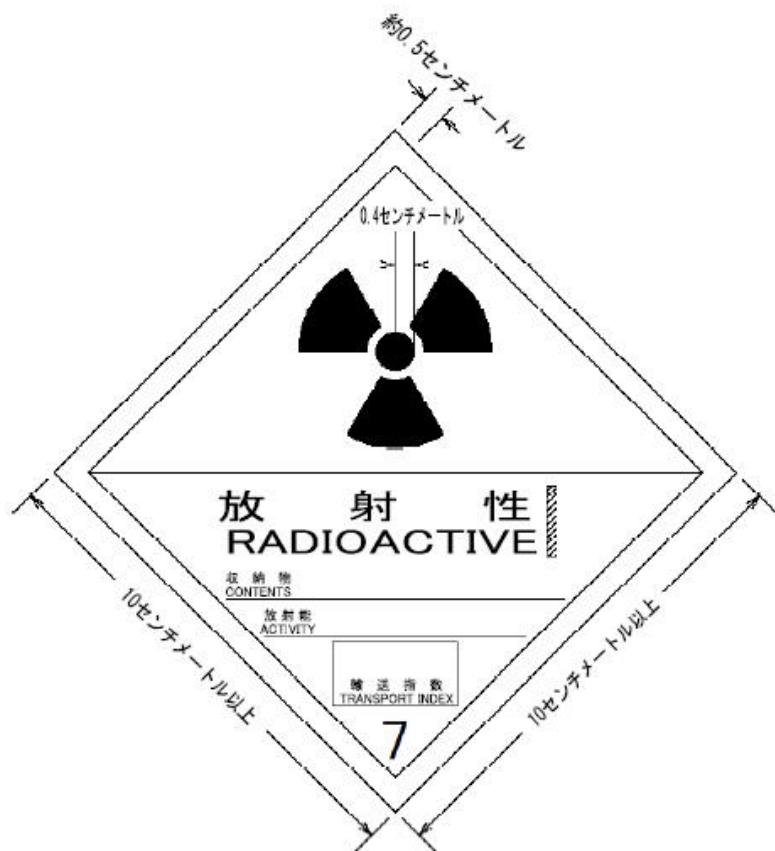
別記第五第二号の条件の下に置くこと。

別記第十三（第九条関連） 六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る条件

一 供試物に一・三八メガパスカル以上の水圧試験を行うこと。

二 別記第十第二号及び第三号の条件の下に置くこと。

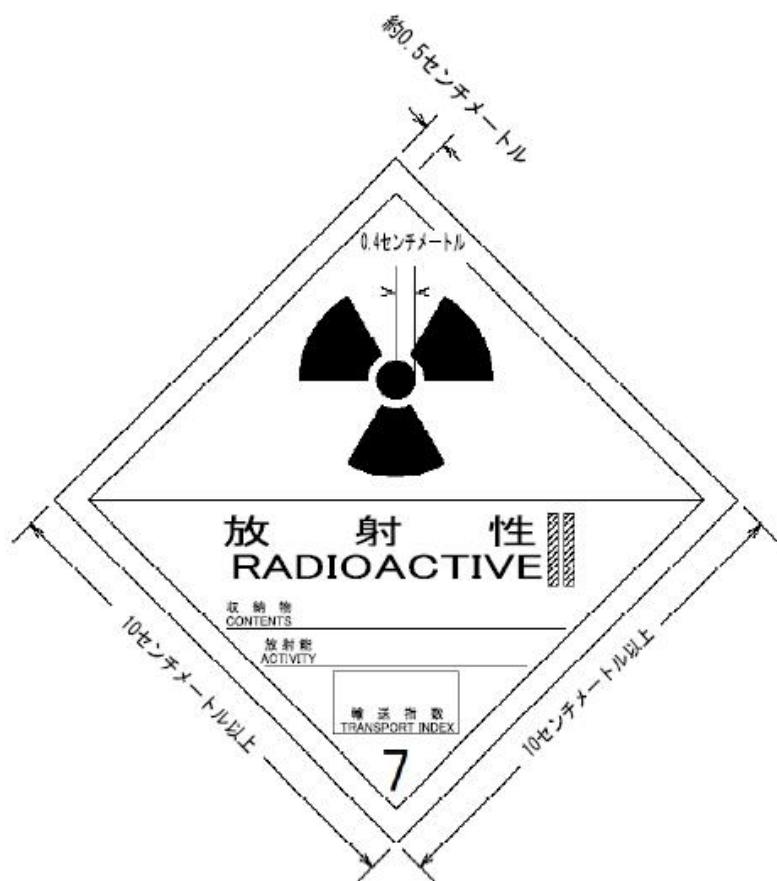
第1号様式（第22条、第25条関係）第一類白標識



- 注1 三葉マークは、第5号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称（LSA—Iに該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質等の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分	白
三葉マークの内側の部分	黒
下半分	白
文斜線の部分	黒
ふちの部分	赤
ふちの内側の部分	白
区 分	黒

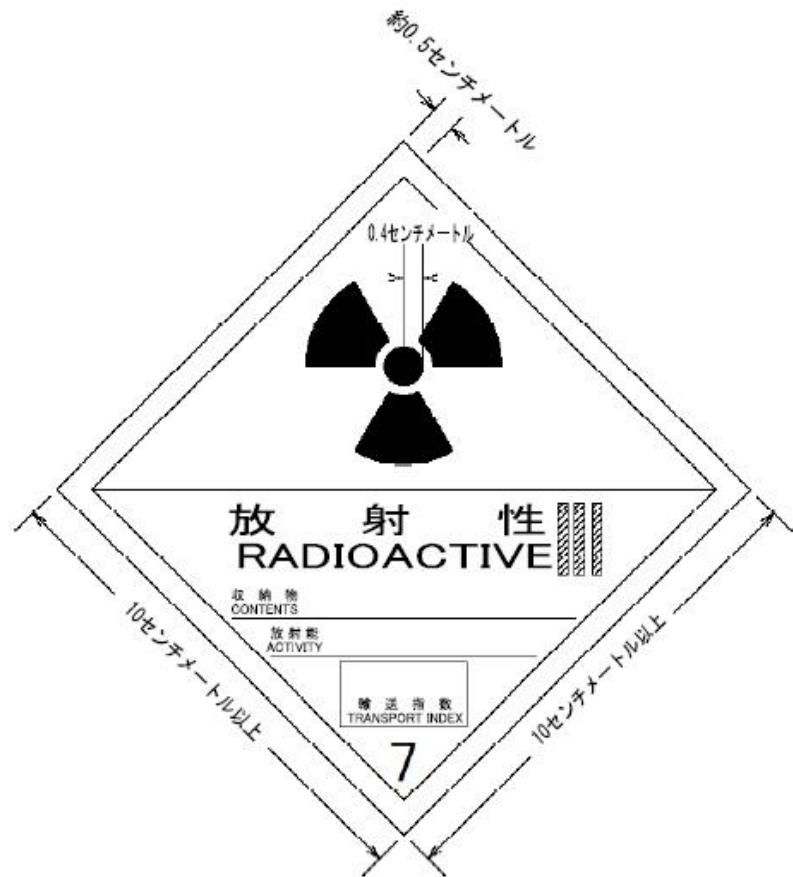
第2号様式（第22条、第25条関係）第二類黄標識



- 注1 三葉マークは、第5号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質等の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指數の欄には、輸送指數を記入すること。
- 6 本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削除することができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分	地 黄
三葉マーク	地 黒
下半分	地 白
文斜線	字 黒
ふち	部 赤
ふちの内側	部 白
分区	線 黒

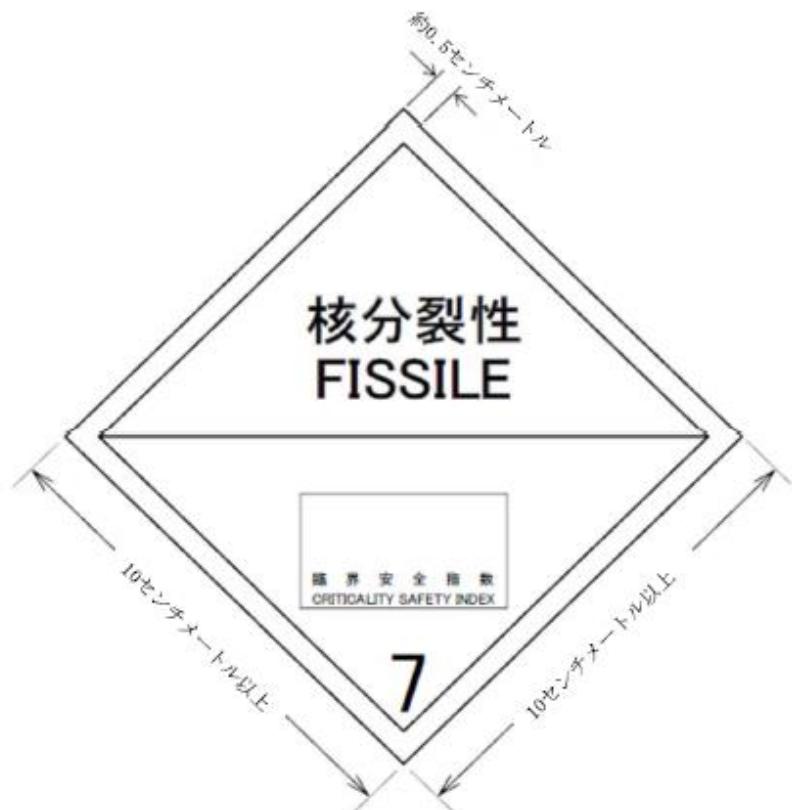
第3号様式（第22条、第25条関係）第三類黄標識



- 注1 三葉マークは、第5号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質等の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削除することができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マークの地	黒
下半分の地	白
文斜線の部	黒
ふちの部	赤
ふちの内側の線	白
区分	黒

第3号の2様式（第22条関係）臨界安全指數標識



- 注1 臨界安全指數の欄には、臨界安全指數を記入すること。また、オーバーパック又はコンテナに付す場合にあっては、臨界安全指數の合計値を記入すること。
- 2 本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 3 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
文 線	白 黒 黒

第4号様式（第22条、第25条関係）腐食性物質副標識



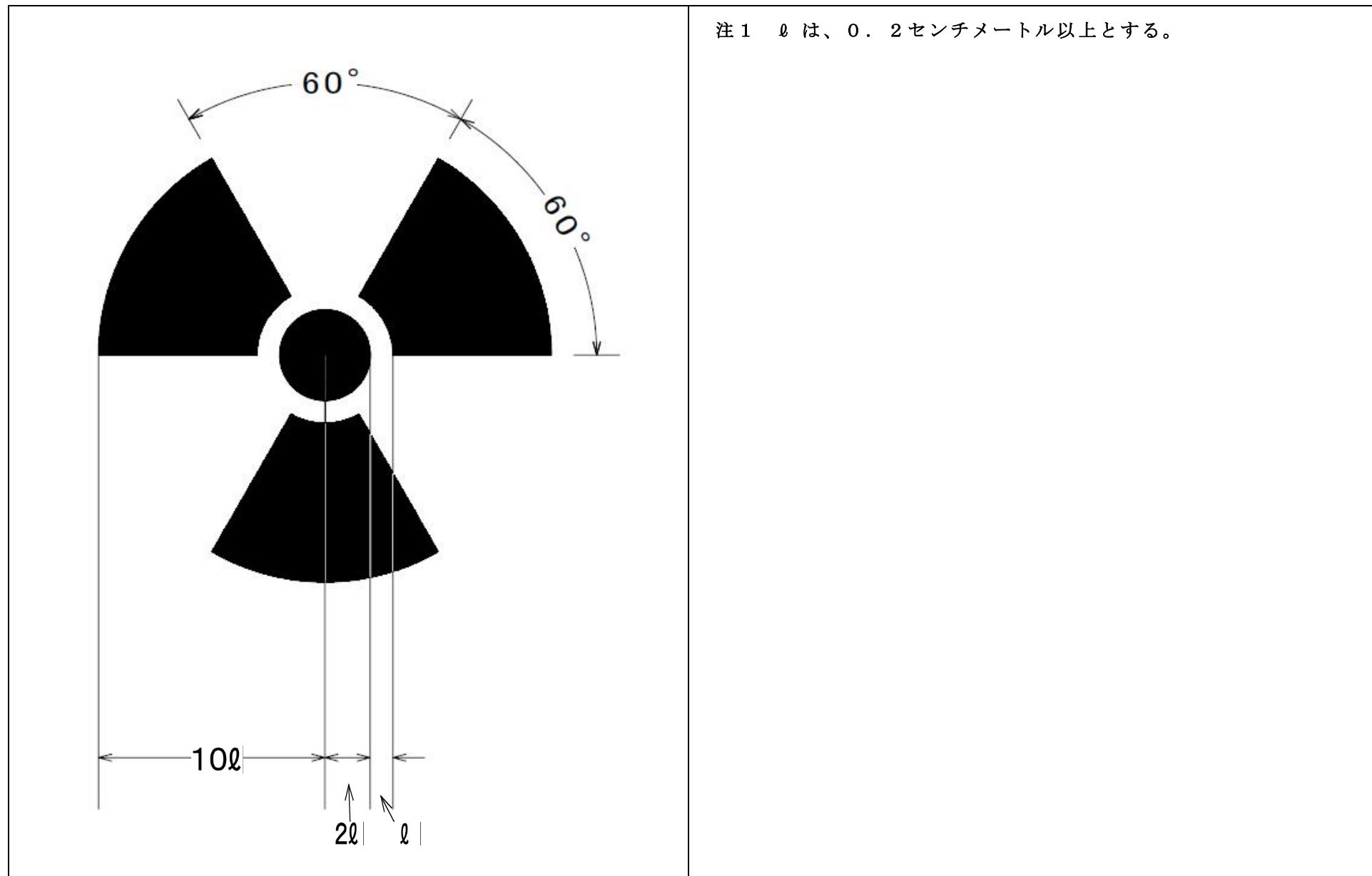
注1 本邦内ののみを輸送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
2 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地字	白
下半分の地字	黒
文 線	白
記 号	黒

第4号の2様式（第22条、第25条関係）毒物副標識

	<p>注1 本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。</p> <p>2 色彩は次表によるものとする。</p>				
<table border="1"><thead><tr><th>部 分</th><th>色 彩</th></tr></thead><tbody><tr><td>文 記</td><td>白 黒 黒 黒</td></tr></tbody></table>	部 分	色 彩	文 記	白 黒 黒 黒	
部 分	色 彩				
文 記	白 黒 黒 黒				

第5号様式（第22条関係）三葉マーク

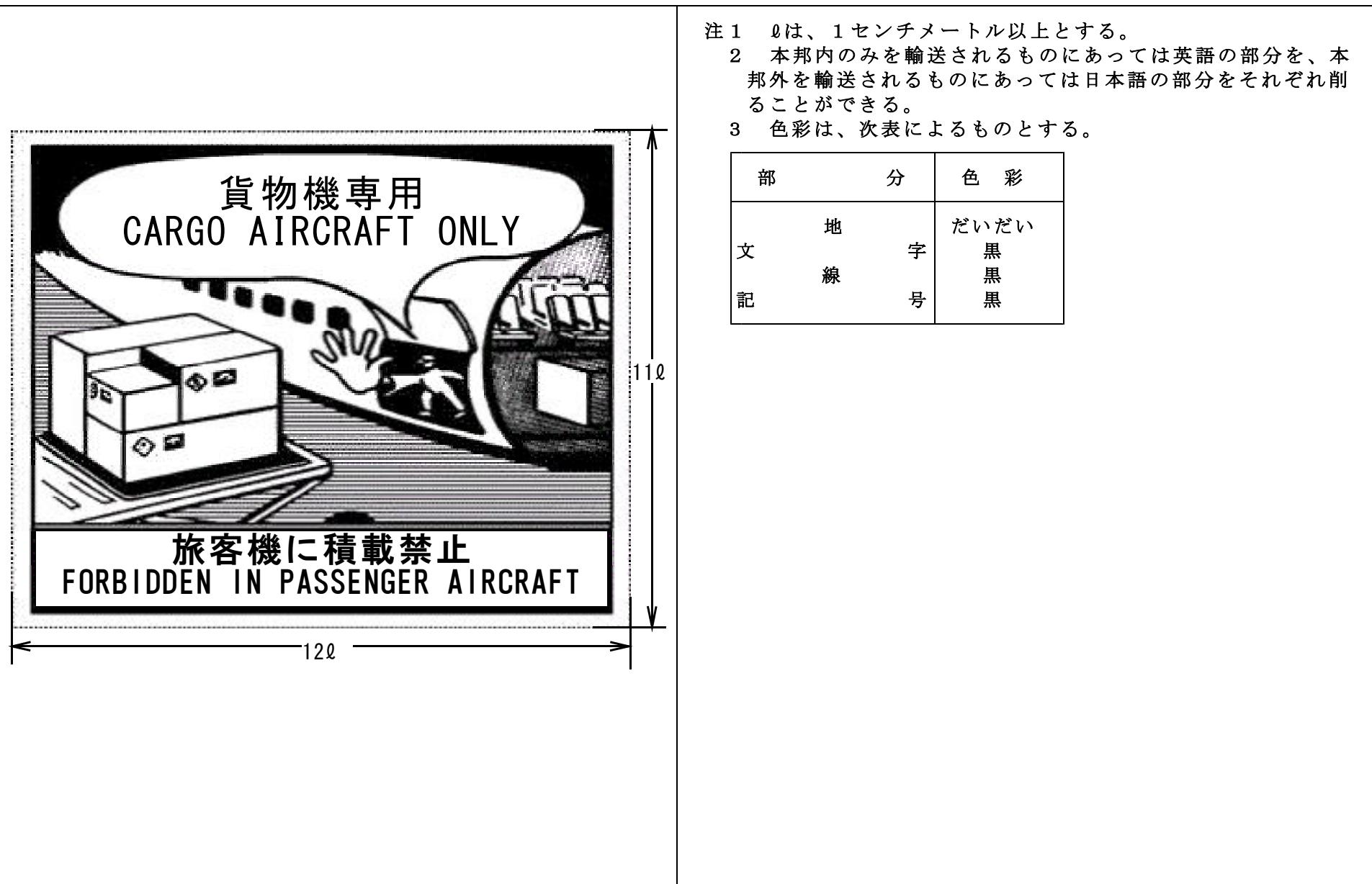


第5号の2様式（第22条関係）L型輸送物標識

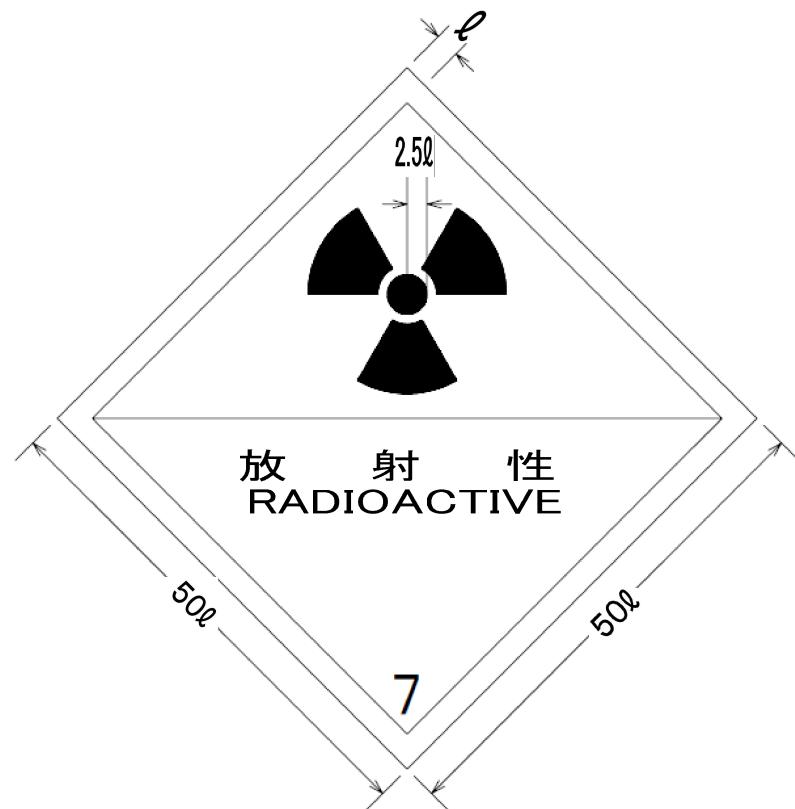


- 注1 国連番号は「UN」の文字に続けて記入すること。
2 本邦内のみを運送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を運送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
3 色彩は、対照のはっきりした背景に黒又は赤で表示する。

第6号様式（第22条、第25条関係）貨物機専用標識



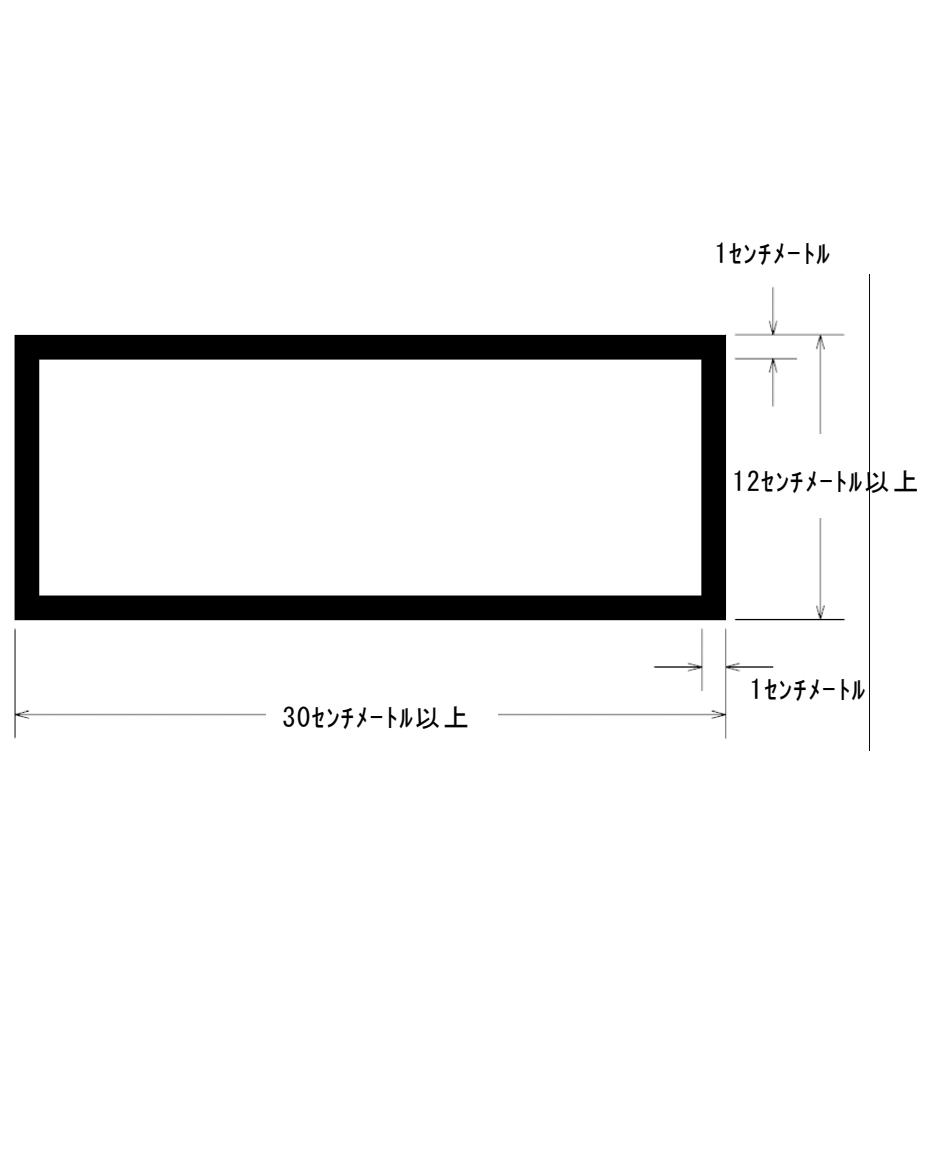
第7号様式（第22条、第25条関係）コンテナ標識



- 注1 三葉マークは、第5号様式によるものとする。
2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
4 本邦内のみを運送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を運送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADIOACTIVE)」の文字を削ることができる。
6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マークの地	黒
下半分の地	白
文ふちの部	黒
ふちの内側の線	白
区分	黒

第8号様式（第22条、第25条関係）国連番号標札

 <p>1センチメートル</p> <p>12センチメートル以上</p> <p>30センチメートル以上</p> <p>1センチメートル</p>	<p>注 色彩は次表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1185 271 1657 477"><thead><tr><th>部 分</th><th>色 彩</th></tr></thead><tbody><tr><td>地 ふちの部分 文字及び番号</td><td>だいだい 黒 黒</td></tr></tbody></table>	部 分	色 彩	地 ふちの部分 文字及び番号	だいだい 黒 黒
部 分	色 彩				
地 ふちの部分 文字及び番号	だいだい 黒 黒				